

(論点ごとの補足資料)

- | | | |
|----------|-----------------------------|-------------------|
| 1 | 化学物質管理のあり方 | ・・・ 1 ページ |
| 2 | 良好な安全衛生水準の企業の評価・公表 | ・・・ 7 ページ |
| 3 | 重大な労働災害を発生させた企業の改善方策 | ・・・ 9 ページ |
| 4 | 違法な機械等の回収・改善方策 | ・・・ 21 ページ |
| 5 | 安全衛生管理体制 | ・・・ 25 ページ |
| 6 | 施設等管理者 | ・・・ 29 ページ |
| 7 | 規制・届出の合理化 | ・・・ 39 ページ |
| 8 | メンタルヘルス対策 | ・・・ 43 ページ |
| 9 | 受動喫煙防止対策 | ・・・ 49 ページ |

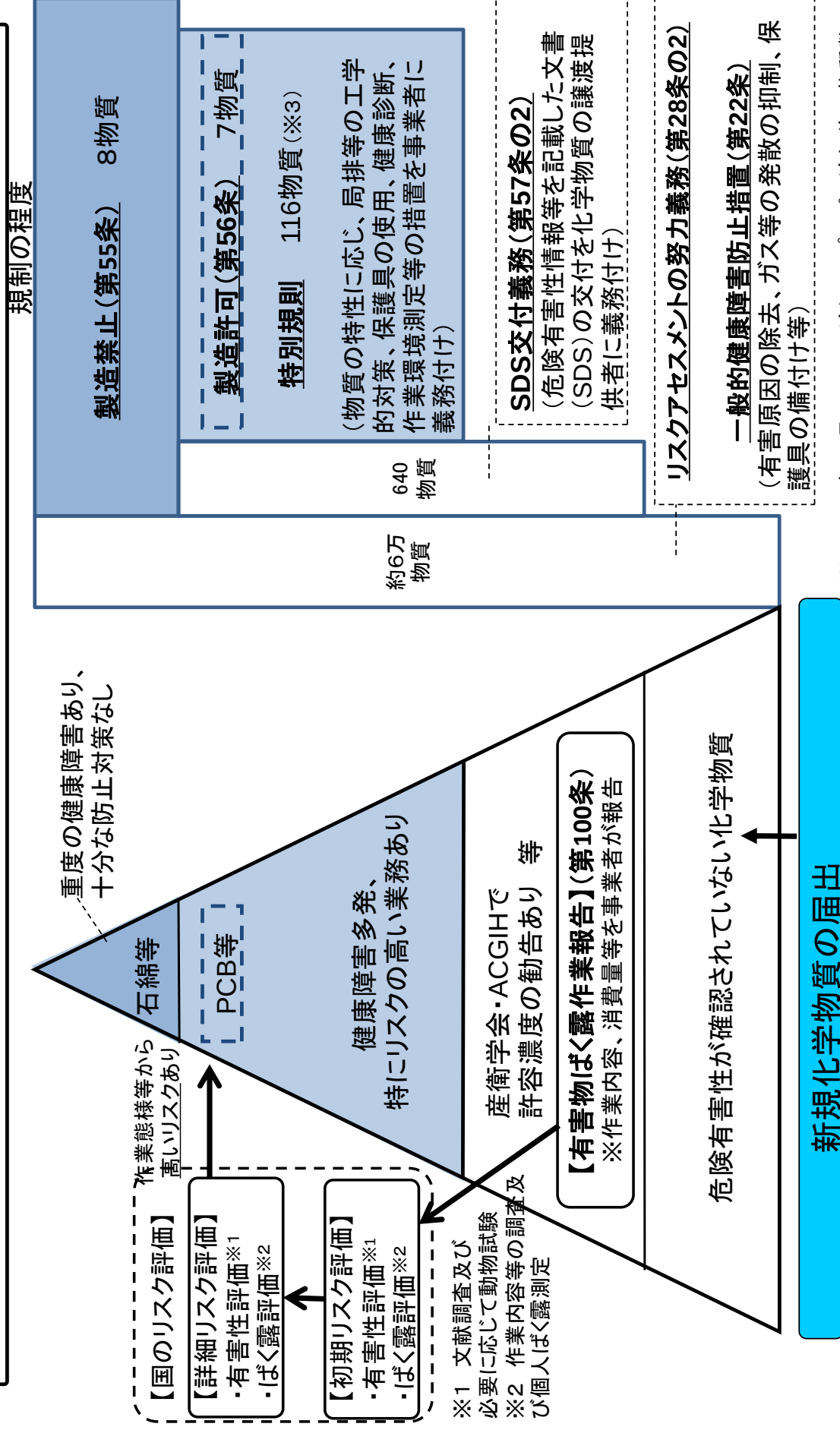
平成25年10月29日

1 化学物質管理のあり方

労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系

H25.10時点

特別の規制のない化学物質も含む全ての化学物質を対象として、
危険有害性及びリスクの程度に応じたリスク低減措置のあり方について検討すべきではないか



※3 H25年10月の1, 2-ジクロロプロパン追加後の物質数

化学物質管理のあり方の見直し

【見直しの背景】

- ・ 化学物質のうち、人に対する有害性が明確になっており、そのばく露実態に鑑み危険・健康障害が生じるリスクが高い化学物質（116物質）に対しては、ばく露防止措置などについて特別の規制を行っている。
化学物質は6万種類といわれさらに増え続けているが、有害性が推定されながらも人に対する有害性が実験などで確認されていないため特別の規制を行うまでに至らない化学物質等も多く、その中でも国や日本産業衛生学会などの専門機関によって一定の有害性が確認されている物質については、これまでに有害性の種類や程度、使用上の注意などが記載された化学物質安全データシート（SDS）を、譲渡・提供する際に交付しなければならないこととしてきた（640物質）。
- ・ 胆管がん事案（印刷事業場で有害な化学物質にばく露したため、労働者が胆管がんを発症した事案）の原因物質は、SDS対象ではあったが、適切なばく露防止措置は実施されず、労働者への周知もなされていなかった。
化学物質は、そのものの性質だけではなく、使用条件や取扱い作業によっては重篤な疾病を引き起こすことがあることから、このような事案が再び繰り返されることのないように、SDSの交付だけではなく、使用条件や取扱い作業に応じて適切な措置がなされ、かつ労働者にもその有害性が十分に認識されるような制度の見直しが必要となっている。



化学物質管理のあり方

(1) リスクアセスメントの実施

- 一定の危険有害性が確認されている化学物質（例えば安全データシート(SDS)の交付を義務づけている化学物質を検討)について、事業者が新規に採用する等の場合に、事業者に対してリスクアセスメントを実施させる方向で考える。
- 中小規模事業場で適切にリスクアセスメントが実施されるよう、国は支援を行うことが必要であり、その方策についてさらに検討を深める。

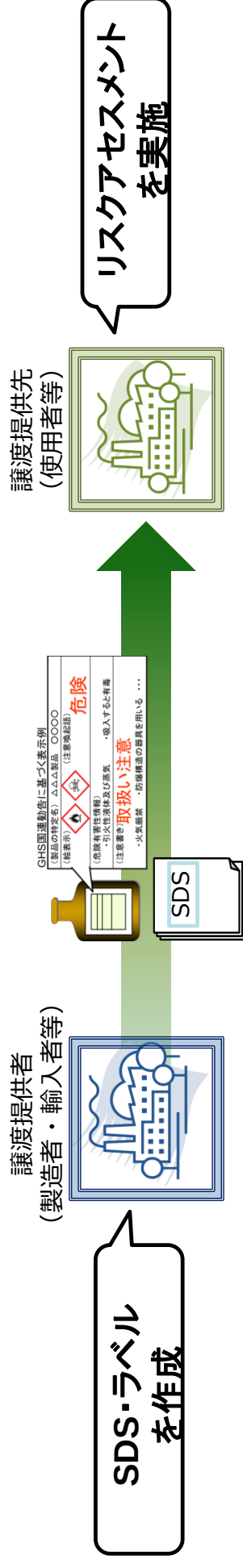
＜リスクアセスメント実施に対する支援措置＞

- ① 相談窓口（コールセンター）の設置
- ② 専門家による訪問支援
- ③ 事例集の作成・公表
- ④ 簡易なリスクアセスメント実施支援ツール（「コントロール・バンディング」等）の普及・改良

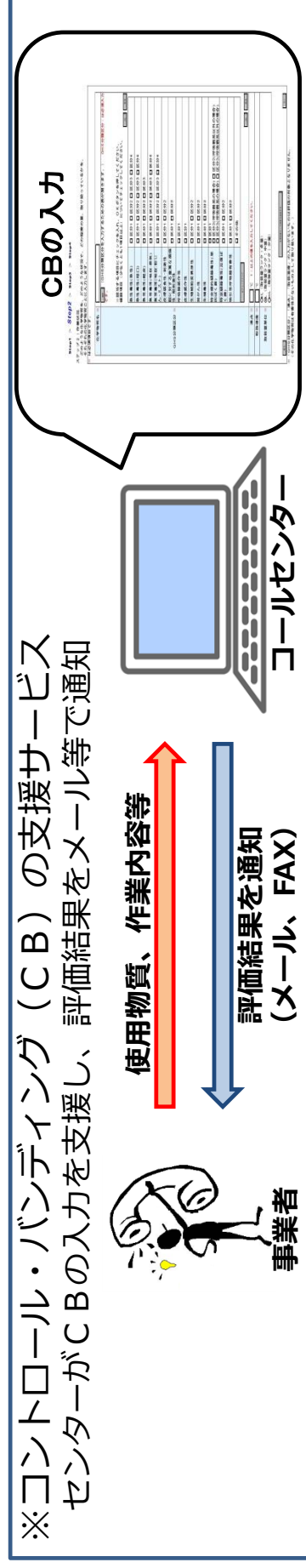
(2) ラベル表示の拡大

- 譲渡・提供する際に容器等とその危険有害性等を記載したラベルを表示することを譲渡者、提供者に義務づけている化学物質の範囲を拡大する方向で考える（例えば安全データシート(SDS)の交付を義務づけている化学物質まで範囲を拡大することを検討）。

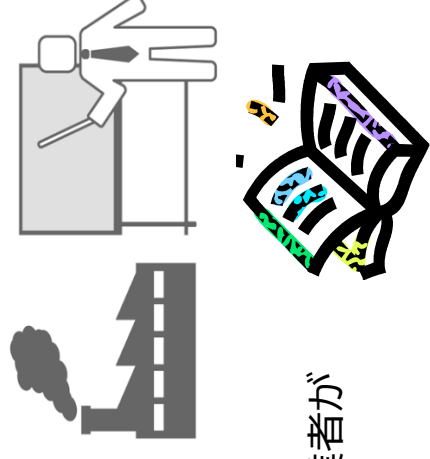
リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援



1. 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付
SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（コントロール・バンディングの使い方等）について



- 
2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援
相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援
 3. 好事例集の作成・公表
訪問指導を通じて改善された事案を好事例としてとりまとめ、事業者が
リスクアセスメントを実施するための参考資料として公表



物質名(物質の番号)を入力するだけで、「GHS分類区分」と「沸点」が自動的に入力されるようシステムを改良！

リスクアセスメント実施のためのツールであり、一定の項目（以下の項目）を入力すると講ずべき措置が示されるもの

自動入力！

自動入力！

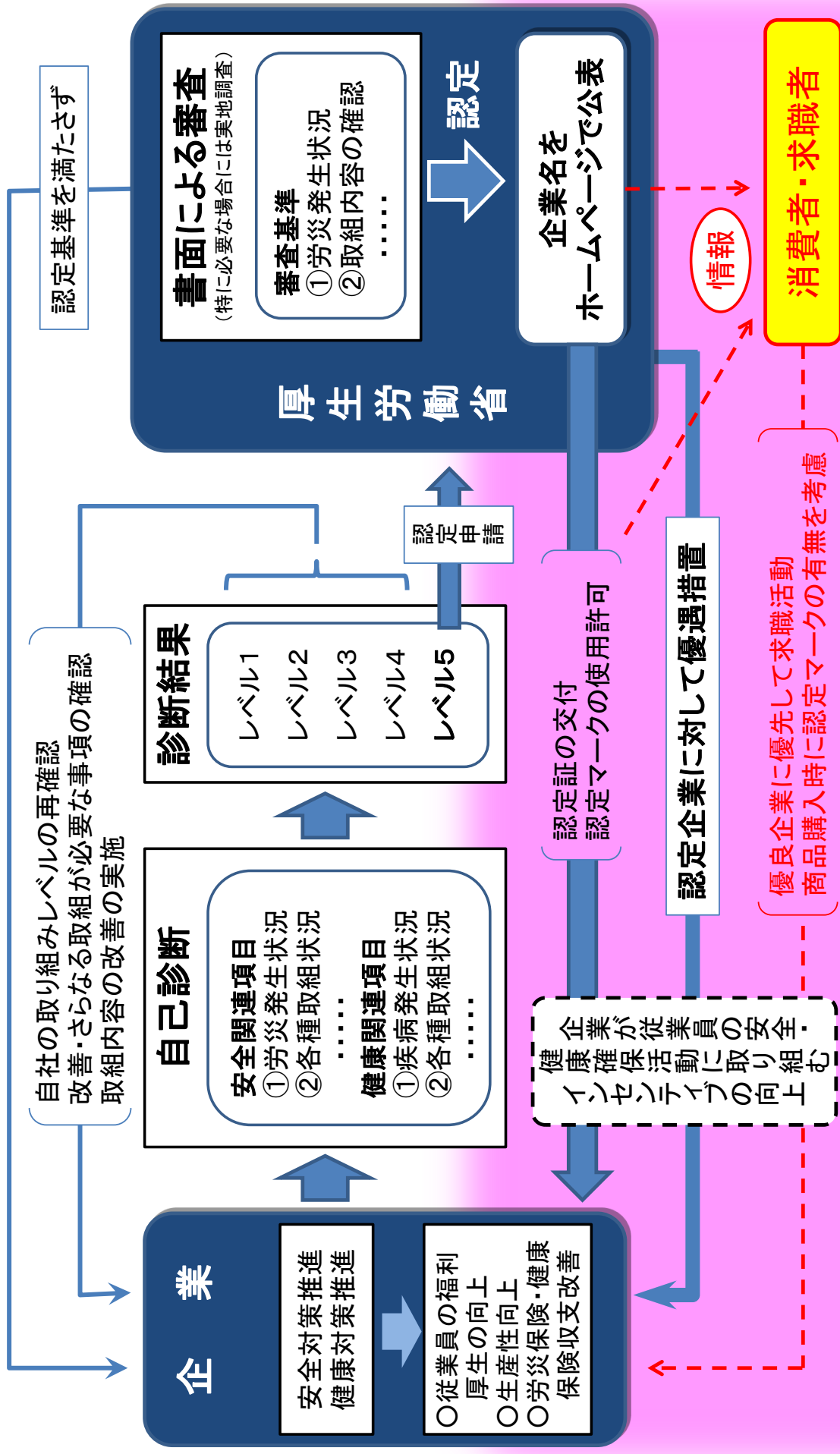
講ずべき措置

- 他の化学物質への代替化
- 全体換気、局所排気装置の設置等
- 呼吸用保護具の使用

2 良好な安全衛生水準の

企業の評価・公表

安全衛生に取り組む優良企業を評価・公表する制度のイメージ



従業員の安全と健康を大事にする企業が社会的に評価される機運を醸成

3 重大な労働災害を発生させた 企業の改善方策

重篤な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組み

【背景】

労働災害の発生状況を見ると、同じ企業で、同じような重篤な労働災害が繰り返し発生している事例が見られる。

○死亡災害の繰り返し発生状況

平成21年～23年の3年間に、同じような原因・種類の死亡災害を、複数の事業場で繰り返し発生させた企業は13社。

【事例①】 イベント会場の設営用機材をトラックで運搬し、トラックから荷卸しする作業中に、ずり落ちた荷の下敷きになって死亡する災害が、複数の現場で立て続けに発生

【事例②】 エレベータピット内でエレベータの定期点検中、エレベータに挟まれて死亡する災害が複数の支店で立て続けに発生

○休業災害の繰り返し発生状況

平成21年～23年の3年間に、同じような原因・種類の休業3か月以上の災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業は382社（うち、3回以上繰り返し返した企業が91社、5回以上が23社、10回以上が4社）。

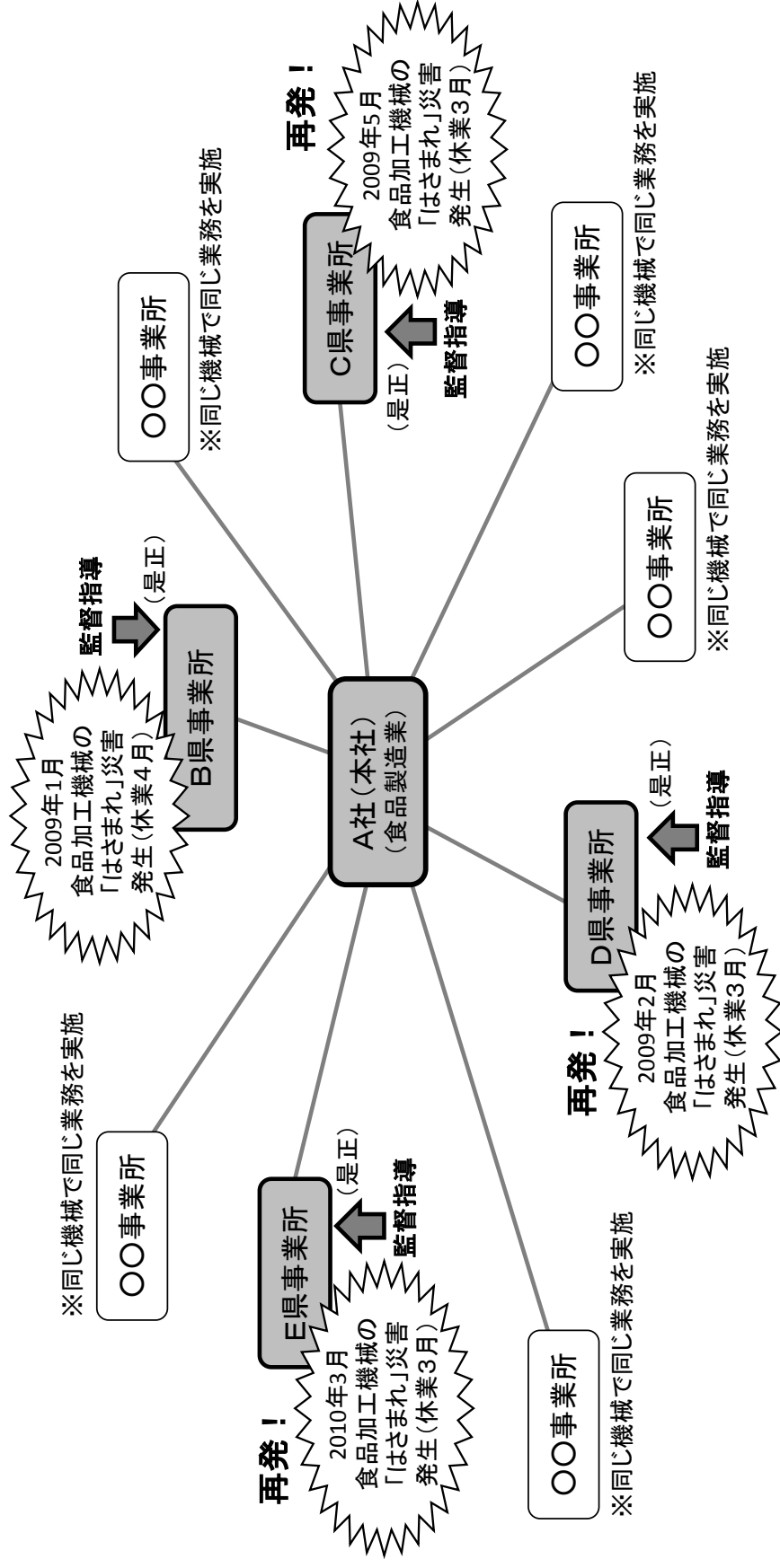
【事例③】 食品加工用機械への「巻き込まれ」による休業3か月以上の災害が3年間で5件発生

【事例④】 人力運搬機による「はさまれ」による休業3か月以上の災害が3年間で5件発生

※いずれの事例についても、発生した災害の経験が社内で十分に共有されず、再発防止にいかされていない。

重篤な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組み

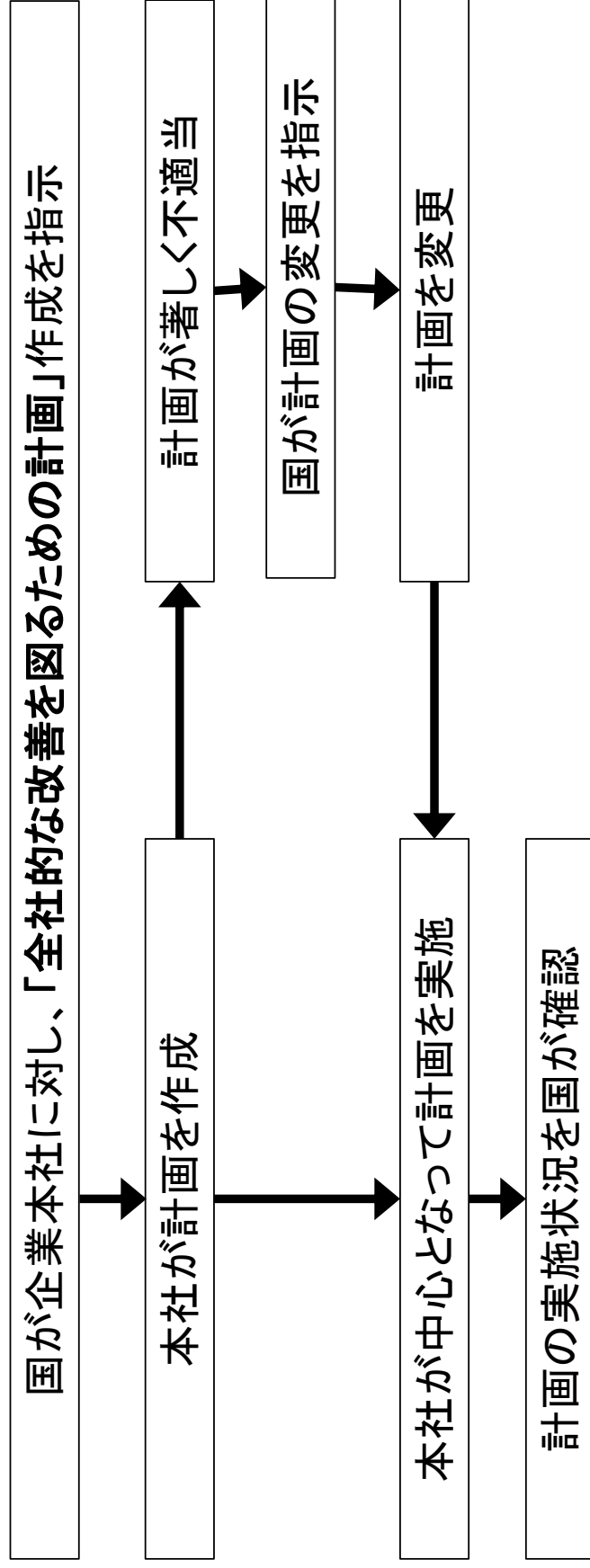
社内でも横展開できておらず、同じような労働災害が繰り返されている事例



同じような災害が繰り返され、本社による横展開ができていないような場合は、同じような災害の再発を防ぐためには、発生した事業所に対して個別に監督指導等を行い改善を図らせるのではなく、本社が中心となって企業全体での改善を一齐に行わせる仕組みが必要

重篤な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組み

同一企業内で、法令等違反により、同様の重篤な労働災害を繰り返し発生させたにもかかわらず、企業単位での改善に取り組みないなど、放置した場合にさらに同様の労働災害が当該企業内で繰り返されるおそれがある場合



※以下のような場合であって、当該企業に労働災害防止のための改善措置に取り組み姿勢が認められないような場合には、企業名を公表

①改善のための計画を作成しない場合

②計画の内容が著しく不適当であり、国が変更指示したにもかかわらず変更しない場合

③計画を作成しただけで、実施していない場合

重篤な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組み

- 「重篤な労働災害」の定義など、計画作成指示を行う際の具体的な基準については、さらに検討が必要。
- 作成指示をする計画の内容のイメージは以下のとおり。

- 計画の期間
 - ※期間としては、原則として1年以内を想定
- 計画の対象とする労働災害の種類及び発生原因
- 計画の対象となる業務・事業場の範囲
 - ※対象とする労働災害に係る業務があるすべての事業場を想定
- 計画の目標
- 具体的な改善の内容・方法
 - ※各事業場に共通する改善内容に限る
- 具体的な改善スケジュール
- 計画の実施体制

本社による安全衛生／労務管理の実態に関する調査結果

【調査結果の概要】

○ほとんどの企業が、事業所も含めた企業全体の安全管理／健康管理／労務管理を、本社が直接実施するか、本社で統括管理している。

○9割近い企業が、労働災害が発生した場合に、本社で情報を取りまとめ、社内でも共有し、事業所に対する再発防止の指導を行っている。

【調査方法】建設業、製造業、運送業、卸売・小売業等の業界団体の協力をいただき、会員企業に対してアンケート票によるアンケートを実施。

【調査時期】平成25年7月中旬～8月中旬

【回答総数】252社

【企業内訳】 (業種別企業数) (従業員規模別企業数) (拠点数別企業数)

建設業	33 (13%)	5,000 ～	50 (20%)	100 ～	23 (10%)
製造業	144 (56%)	3,000 ～ 4,999	25 (10%)	50 ～ 99	10 (4%)
運輸業	8 (3%)	1,000 ～ 2,999	59 (24%)	20 ～ 49	30 (12%)
卸売・小売業	39 (15%)	500 ～ 999	35 (14%)	10 ～ 19	49 (20%)
医療・福祉	2 (1%)	300 ～ 499	28 (11%)	5 ～ 9	57 (24%)
ビルメンテナンス業	32 (12%)	100 ～ 299	32 (13%)	1 ～ 4	72 (30%)
その他	1 (0%)	50 ～ 99	14 (6%)		
		1 ～ 49	4 (2%)		

(注) 回答企業数と、項目ごとの回答数合計が一部一致していないのは、項目によって一部回答のなかった企業があったこと、複数回答可の設定があったことによる。

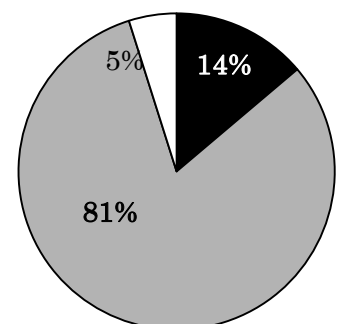
調査結果（詳細）

1 本社による安全管理／健康管理

ほとんどの企業（95%）で本社が企業全体の安全管理／健康管理を直接管理又は統括管理している。

本社の所管部署が各事業所の従業員も含めた全従業員に対して直接管理を行っている	34 (14%)
事業所の従業員の安全管理／健康管理は各地域本部に任せているが、地域本部に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	45 (18%)
事業所の従業員の安全管理／健康管理は各事業所に任せているが、事業所に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	155 (63%)
本社の所管部署は、本社の従業員の安全管理／健康管理のみを行い、事業所の従業員の安全管理／健康管理に本社は関与していない	12 (5%)
合計	246

【本社による安全管理／健康管理】



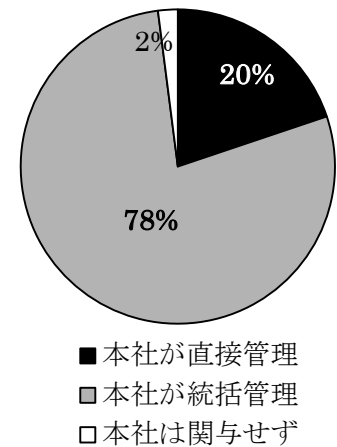
■ 本社が直接管理
 ■ 本社が統括管理
 □ 本社は関与せず

2 本社による労務管理

ほとんどの企業（98%）で本社が企業全体の労務管理を直接管理又は統括管理している。

本社の所管部署が各事業所の従業員を含めた全従業員の労務管理を行っている	49 (20%)
事業所の従業員の労務管理は各地域本部に任せているが、地域本部に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	40 (16%)
事業所の従業員の労務管理は各事業所に任せているが、事業所に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	153 (62%)
本社の所管部署は、本社の従業員の労務管理のみを行い、事業所の従業員の労務管理に本社は関与していない。	5 (2%)
合計	247

【本社による労務管理】

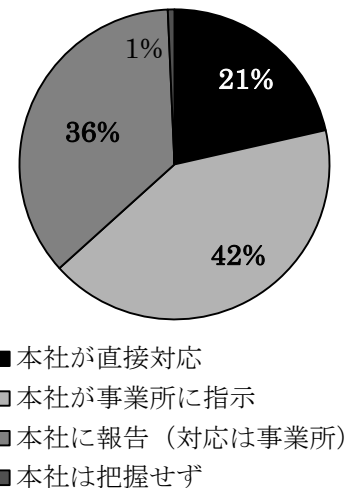


3 個別の労災に対する本社の対応 ※複数回答可の設問

ほとんどの企業（99%）で本社が個別労災事案を把握している（6割を超える企業が、本社で直接対応するか、対応について本社から指示を行っている）。

本社が直接対応している	62 (21%)
事業所における対応について、本社から指示等を行っている	121 (42%)
本社で報告は受けるが、具体的な対応は各事業所に任せている	104 (36%)
対応は各事業所に任せており、本社では把握していない	2 (1%)
合計	289

【本社による個別労災対応】

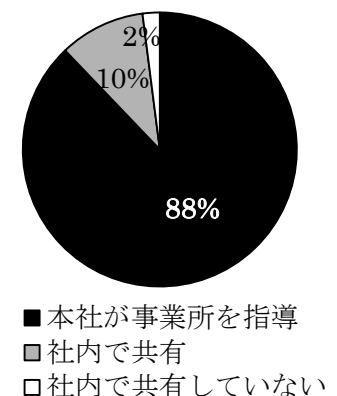


4 労災の再発防止に対する本社の対応 ※複数回答可の設問

9割近い企業（88%）で労災の情報を本社でとりまとめ、社内で共有し、各事業所に再発防止の指導を実施している。

本社で労災の情報をとりまとめ、社内で共有し、再発防止のための指導を各事業所に行っている	217 (88%)
本社で労災の情報をとりまとめ、社内で共有しているが、事業所に対する指導等を行っていない	25 (10%)
本社で労災の情報をとりまとめているが、社内で共有はしていない	5 (2%)
合計	247

【本社による再発防止対応】



(参考 1) 業種別の結果

○業種別の結果を見ると、回答数には差があるが、業種によって大きな傾向の違いはなく、安全／健康管理や労務管理はほとんどの企業が本社で直接管理又は統括管理を行い、労災の再発防止の指導も大半の企業が本社で実施している。

【回答企業数】

建設業	33	卸売・小売業	39
製造業	144	その他（医療・福祉、ビルメンテナンス、その他）	35
運輸業	8		

(注) 回答企業数と、項目ごとの回答数合計が一部一致していないのは、項目によって一部回答のなかった企業があったこと、複数回答可の設問があったことによる。

1 本社による安全管理／健康管理

	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売	その他
本社の所管部署が各事業所の従業員も含めた全従業員に対して直接管理を行っている	1 (3%)	13 (9%)	0 (0%)	6 (15%)	15 (45%)
事業所の従業員の安全管理／健康管理は各地域本部に任せているが、地域本部に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	20 (61%)	14 (10%)	4 (50%)	4 (10%)	7 (21%)
事業所の従業員の安全管理／健康管理は各事業所に任せているが、事業所に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	12 (36%)	103 (74%)	4 (50%)	27 (69%)	11 (33%)
本社の所管部署は、本社の従業員の安全管理／健康管理のみを行い、事業所の従業員の安全管理／健康管理に本社は関与していない	0 (0%)	10 (7%)	0 (0%)	2 (5%)	0 (0%)
合計	33	140	8	39	33

2 本社による労務管理

	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売	その他
本社の所管部署が各事業所の従業員も含めた全従業員の労務管理を行っている	6 (18%)	29 (21%)	0 (0%)	3 (8%)	12 (36%)
事業所の従業員の労務管理は各地域本部に任せているが、地域本部に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	14 (42%)	7 (5%)	4 (50%)	6 (15%)	10 (30%)
事業所の従業員の労務管理は各事業所に任せているが、事業所に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している	13 (39%)	101 (72%)	4 (50%)	29 (74%)	11 (33%)
本社の所管部署は、本社の従業員の労務管理のみを行い、事業所の従業員の労務管理に本社は関与していない。	0 (0%)	4 (3%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)
合計	33	141	8	39	33

3 個別の労災に対する本社の対応

※複数回答可の設問

	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売	その他
本社が直接対応している	5 (13%)	23 (14%)	1 (13%)	15 (33%)	19 (53%)
事業所における対応について、本社から指示等を行っている	19 (50%)	66 (39%)	4 (50%)	20 (44%)	16 (44%)
本社で報告は受けるが、具体的な対応は各事業所に任せている	14 (37%)	79 (47%)	3 (38%)	9 (20%)	1 (3%)
対応は各事業所に任せており、本社では把握していない	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)
合計	38	169	8	45	36

4 労災の再発防止に対する本社の対応

※複数回答可の設問

	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売	その他
本社で労災の情報をとりまとめ、社内で共有し、再発防止のための指導を各事業所に行っている	30 (97%)	125 (84%)	7 (88%)	31 (89%)	31 (97%)
本社で労災の情報をとりまとめ、社内で共有しているが、事業所に対する指導等は行っていない	1 (3%)	21 (14%)	1 (13%)	2 (6%)	0 (0%)
本社で労災の情報をとりまとめているが、社内で共有はしていない	0 (0%)	2 (1%)	0 (0%)	2 (6%)	1 (3%)
合計	31	148	8	35	32

(参考2) その他のアンケート項目の結果

○安全衛生に関する企業の方針の策定状況 ※複数回答可の設問ではないが、複数回答した企業あり

	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売	その他	合計
本社で策定	31 (94%)	138 (96%)	8 (100%)	31 (79%)	29 (83%)	230 (91%)
地域本部で策定	2 (6%)	1 (1%)	0 (0%)	1 (3%)	4 (11%)	7 (3%)
事業所ごとに策定	0 (0%)	5 (3%)	0 (0%)	3 (8%)	0 (%)	9 (4%)
策定せず	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (10%)	2 (6%)	6 (2%)
合計	33	144	8	39	35	252

○安全管理／健康管理に関する本社の体制 ※複数回答可の設問ではないが、複数回答した企業あり

	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売	その他	合計
専門部署が所管	19 (46%)	46 (28%)	1 (13%)	1 (3%)	7 (21%)	73 (26%)
他業務も兼ねた専門部署が所管	8 (20%)	54 (33%)	1 (13%)	3 (8%)	7 (21%)	72 (26%)
人事総務部門が所管	13 (32%)	61 (37%)	5 (63%)	33 (87%)	16 (48%)	126 (45%)
各部署が自主的に管理	1 (2%)	4 (2%)	1 (13%)	1 (3%)	3 (9%)	9 (3%)
合計	41	165	8	38	33	280

本社による安全衛生管理／労務管理に関するアンケート調査

本アンケートは、厚生労働省が業界団体のご協力をいただいて実施しているもので、企業内の安全衛生管理／労務管理の仕組み（企業本社による全社的な安全衛生管理／労務管理）について調査するものです。

お忙しい中恐縮でございますが、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

ご記入頂いた内容は、集計のみに使用し、アンケートの目的以外には使用いたしません。また、個別企業名を公表することはありません。なお、アンケート結果は統計的処理の上、公表する予定にしています。

.....

はじめに、貴社の概要をお聞きます。

該当するものに○をつけて下さい。企業規模については（ ）内に数をご記入ください。

○業種

- | | | |
|----------------|-------------|----------|
| ・建設業 | ・運輸業・郵便業 | ・宿泊業・飲食店 |
| ・製造業 | ・卸売業・小売業 | ・医療・福祉 |
| ・電気・ガス・熱供給・水道業 | ・金融業・保険業 | ・その他（ ） |
| ・情報通信業 | ・不動産業・物品賃貸業 | |

○従業員数（法人全体）：（ ）人規模

○事業所数（本社以外の事業所（支店、支社、工場、店舗等）の数）：（ ）拠点

以下の設問のうち、該当するものに○をつけて下さい。

●安全衛生に関する企業としての方針

- 1 従業員の安全管理や健康管理について、企業としての方針、考え方を定めていますか。
（例えば、企業の経営方針に、安全を優先する旨明記し、具体的な考え方を示しているなど）
 - a. 定めている
 - b. 企業としては定めていないが、いくつかの事業所（支店・店舗等）を統括する事業所（以下「地域本部」といいます）ごとに定めている
 - c. 企業としては定めていないが、事業所（支店・店舗等）ごとに定めている
 - d. 定めていない

安全管理とは、例えば以下のようなものをいいます

- ・労災事故の防止の取組
- ・4 S活動や危険予知訓練などの活動

健康管理とは、例えば以下のようなものをいいます

- ・健康診断の実施、健診結果に基づく措置の実施
- ・メンタルヘルス不調の予防の取組
- ・化学物質などの有害物による健康障害の防止の取組

●本社の体制

- 2 従業員の安全管理や健康管理について、本社において所管している部署はどちらですか。
 - a. 専門の部署が所管している（安全衛生部門など）
 - b. 他の業務を兼ねた専門の部署が所管している（環境安全部門など）
 - c. 人事総務部門が所管している
 - d. 特に所管部署はなく、それぞれの部署で自主的に管理している

2枚目に続きます

● 本社による各事業所（支店・店舗等）の管理

3 本社は、各事業所（支店・店舗等）の従業員の管理にどう関わっていますか。

（安全管理／健康管理）

- a. 本社の所管部署が各事業所の従業員を含めた全従業員に対して直接管理を行っている
- b. 事業所の従業員の安全管理／健康管理は各地域本部に任せているが、地域本部に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している
- c. 事業所の従業員の安全管理／健康管理は各事業所に任せているが、事業所に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している
- d. 本社の所管部署は、本社の従業員の安全管理／健康管理のみを行い、事業所の従業員の安全管理／健康管理に本社は関与していない。

（労務管理（労働時間管理等））

- a. 本社の所管部署が各事業所の従業員を含めた全従業員の労務管理を行っている
- b. 事業所の従業員の労務管理は各地域本部に任せているが、地域本部に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している
- c. 事業所の従業員の労務管理は各事業所に任せているが、事業所に対して指導等を行うなど、企業全体を本社が統括管理している
- d. 本社の所管部署は、本社の従業員の労務管理のみを行い、事業所の従業員の労務管理に本社は関与していない。

● 労災への対応

4 事業所で労災（過重労働による脳・心臓疾患や過労死、精神障害による休業などを含む）が発生した場合、本社はどのような対応を行いますか。（複数選択可）

（発生後の個別対応）

- a. 本社が直接対応している
- b. 事業所における対応について、本社から指示等を行っている
- c. 本社で報告は受けるが、具体的な対応は各事業所に任せている
- d. 対応は各事業所に任せており、本社では把握していない

（再発防止の取組）

- e. 本社で労災の情報をとりまとめ、社内で共有し、再発防止のための指導を各事業所に行っている
- f. 本社で労災の情報をとりまとめ、社内で共有しているが、事業所に対する指導等は行っていない
- g. 本社で労災の情報をとりまとめているが、社内で共有はしていない

ご協力ありがとうございました。

4 違法な機械等の回収・改善方策

機械の回収・改善命令制度の概要（安衛法第43条の2）

概要

動力プレス機械など一定の危険を有する機械等は、国の定める規格を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置できないが、実際には規格を具備しない機械等が流通、使用されている事例がある。この場合、国（厚生労働大臣又は都道府県労働局長）が譲渡者等（製造者又は輸入者）に対して、当該機械等の回収又は改善を図ることを命ずることができることとされている。

（行政による公表規定はない。）

厚生労働本省又は都道府県労働局

①労働災害の発生等を端緒に、規格を具備しない

欠陥機械を把握

②譲渡者等に対して、回収・改善を命令

③履行状況の確認

譲渡者等

国が定める規格を具備しない機械等を製造、譲渡（販売）

ユーザー

左記機械等を設置、使用
※労働災害の発生のおそれ

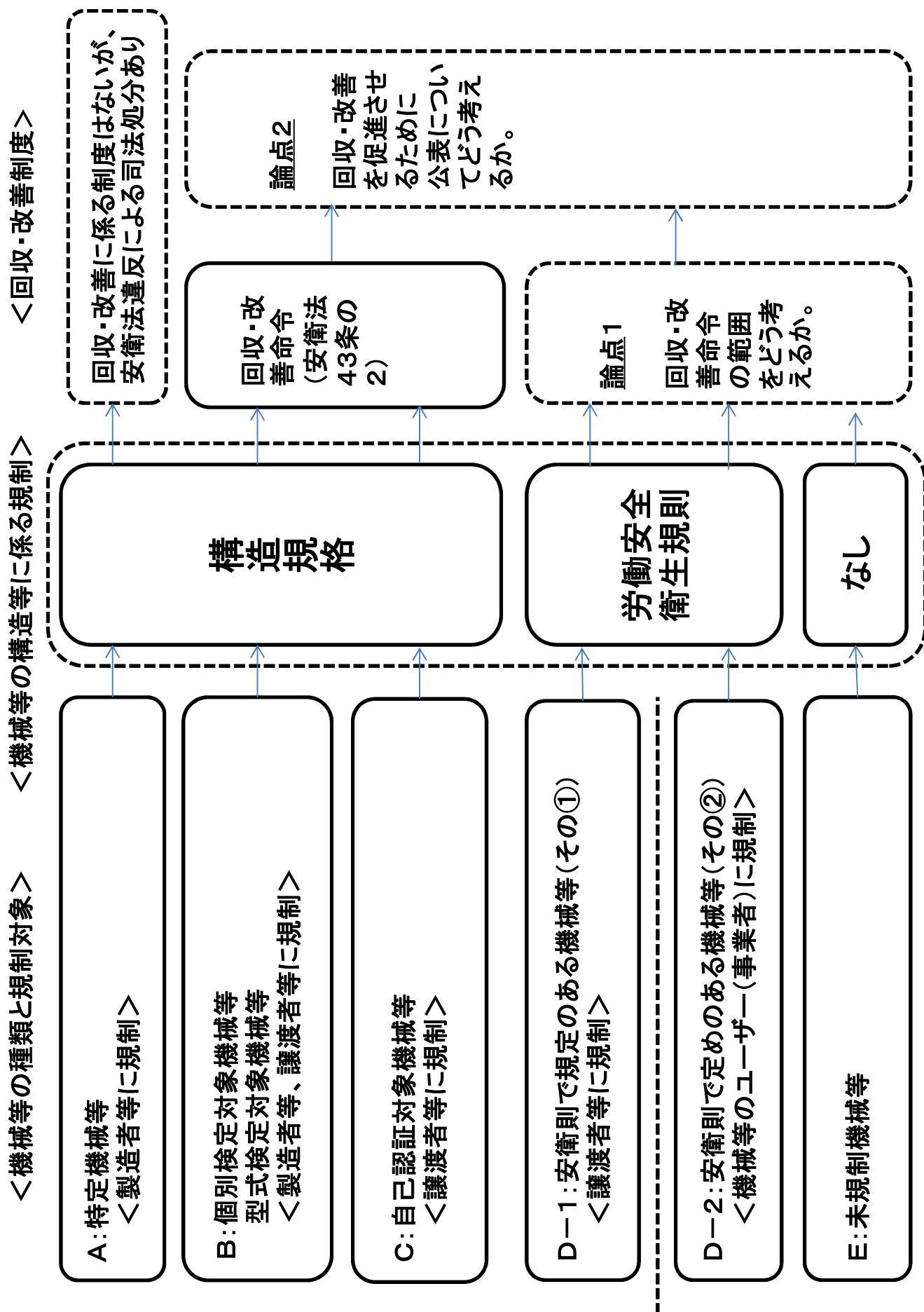
労働安全衛生法令における機械等の規制一覧

NO.	略号	機械等の種類	機械等の例	主な規制内容	根拠法令	措置義務者	構造規格の有無(※1)	機械等の譲渡、貸与者に対する回収、改善命令制度の有無(根拠法令)	過去10年(平成15年から平成24年までの)の回収・改善命令の実績(※2)
1	A	特定機械等	ボイラー、クレーン等8種類	製造許可、製造時等検査	安衛法37条、38条、各構造規格	製造者・輸入者	○	不要	0
2	B	検定対象機械等	①個別検定対象機械等(小型ボイラー等)4種類 ②型式検定対象機械等(プレス機械、防じんマスク等)12種類	①個別検定 ②型式検定	安衛法42条、44条、44条の2、各構造規格	製造者・輸入者、譲渡、貸与、設置を行う者	○	○ (法43条の2)	4
3	C	自己認証対象機械等	法第42条の厚生労働大臣が定める構造規格を具備すべき機械等のうちB以外のもの(建設機械、フォークリフト等)34種類	構造規格の具備	安衛法42条、各構造規格	譲渡、貸与、設置を行う者	○	○ (法43条の2)	12
4	D-1	動力により駆動される機械等	作動部分上の突起物、動力伝導部分又は調速部分を有する全ての機械等 例：機械の回転軸に附属する止め金具が突出しているもの。使用中に作業着、手袋などが巻き込まれるおそれがある。	作動部分上の突起物等の防護措置	安衛法43条、安衛則25条	譲渡、貸与又はこれらの目的で展示を行う者	×	×	(38)
5	D-2	D-1以外で安衛則で規定のある機械等	例：工作機械	覆い・囲い等種類に応じて多岐に及ぶ	安衛法20条、各安衛則	事業者(機械等の設置者)	×	×	(3)
6	E	未規制機械等	—	—	×	×	×	×	0

(※1) 有無の欄については、有りを「○」、無しを「×」としている。

(※2) 括弧内は、回収・改善命令ではなく行政指導を行った件数。

現行の機械等に対する規制体系



5 安全衛生管理体制

企業における安全衛生管理体制の適正化

○業種別に見た労働災害の発生状況(表1参照)

- ・製造業は大幅に減少(31.2%(H11年)→23.7%(H24年))
- ・建設業も大幅に減少(21.9%(同)→14.3%(同))
- ・安全の担当者が選任されていない業種が多い第三次産業では大幅に増加
(28.5%(同)→43.4%(同))

【表1:業種別死傷災害発生件数の推移】

		平成11年	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全産業	(人)	141,055	132,936	129,026	114,152	116,733	117,958	119,576
製造業	(人)	43,998	38,145	34,464	27,995	28,643	28,457	28,291
	(%)	31.2	28.7	26.7	24.5	24.5	24.1	23.7
建設業	(人)	30,905	24,543	19,280	16,268	16,143	16,773	17,073
	(%)	21.9	18.5	14.9	14.3	13.8	14.2	14.3
陸上貨物運送業	(人)	15,735	15,670	15,443	13,233	13,815	13,820	13,834
	(%)	11.2	11.8	12.0	11.6	11.8	11.7	11.6
第三次産業	(人)	40,209	45,049	51,099	48,172	49,320	50,243	51,850
	(%)	28.5	33.9	39.6	42.2	42.3	42.6	43.4
その他の業種	(人)	10,208	9,529	8,740	8,484	8,812	8,665	8,528
	(%)	7.2	7.2	6.8	7.4	7.5	7.3	7.1

資料出所:労働者死傷病報告。平成23年は震災を直接の原因とする死傷災害を含まない。

○安全の担当者の有無別に見た労働災害の発生状況(表2参照)

- ・安全管理者、安全衛生推進者の選任業種では減少傾向
(75.2%(H15年)→66.3%(H24年))
- ・これらの選任義務のない業種では増加傾向 (24.8%(同)→33.7%(同))

【表2:安全管理者の選任義務の有無別死傷災害発生件数の推移】

		平成15年		平成20年		平成24年	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
選任義務のある業種		100,012	75.2	92,038	71.3	79,221	66.3
	(令2条1号)	53,101	39.9	47,163	36.6	42,254	35.3
	(令2条2号)	46,911	35.3	44,875	34.8	36,967	30.9
選任義務のない業種		32,924	24.8	36,988	28.7	40,355	33.7
合	計	132,936	100.0	129,026	100.0	119,576	100.0

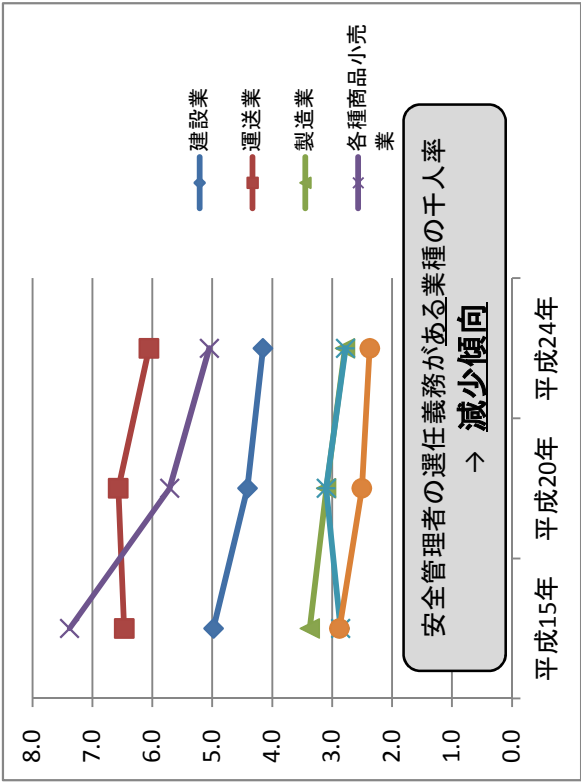
資料出所:労働者死傷病報告

業種・規模別安全衛生管理体制と労働災害発生状況

業種	【安衛令第2条1号業種】	【安衛令第2条2号業種】	【安衛令第2条3号業種】			
	・林業 ・鉱業 ・建設業 ・運送業 ・清掃業	・製造業(物の加工業を含む。) ・電気業 ・ガス業 ・熱供給業 ・水道業 ・通信業 ・各種商品卸売業 ・家具・建具・じゅう器等卸売業 ・各種商品小売業 ・家具・建具・じゅう器小売業 ・燃料小売業 ・旅館業 ・ゴルフ場業 ・自動車整備業 ・機械修理業	・その他の業種 社会福祉施設、飲食店、小売業(2号に含まれない新聞販売業等)、警備業等			
規模	死傷災害件数(平成24年) 42,254件	死傷災害件数(平成24年) 36,967件	死傷災害件数(平成24年) 40,355件			
	1,000人以上	・総括安全衛生管理者 ・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医	・総括安全衛生管理者 ・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医	・総括安全衛生管理者 ・衛生管理者 ・産業医		
		300～999人	死傷災害件数(平成24年) 4,591件	死傷災害件数(平成24年) 14,501件 ※ うち300人以上は、 2,995人		
		100～299人	死傷災害件数(平成24年) 6,415件	・衛生管理者 ・産業医		
	50～99人	・安全管理者 ・衛生管理者 ・産業医	死傷災害件数(平成24年) 4,732件	死傷災害件数(平成24年) 12,810件	安全の担当者の選任義務がない業種規模	
	10～49人	・安全衛生推進者	死傷災害件数(平成24年) 16,823件	死傷災害件数(平成24年) 13,313件		・衛生推進者
	1～9人	死傷災害件数(平成24年) 14,284件	死傷災害件数(平成24年) 6,253件	死傷災害件数(平成24年) 7,759件		

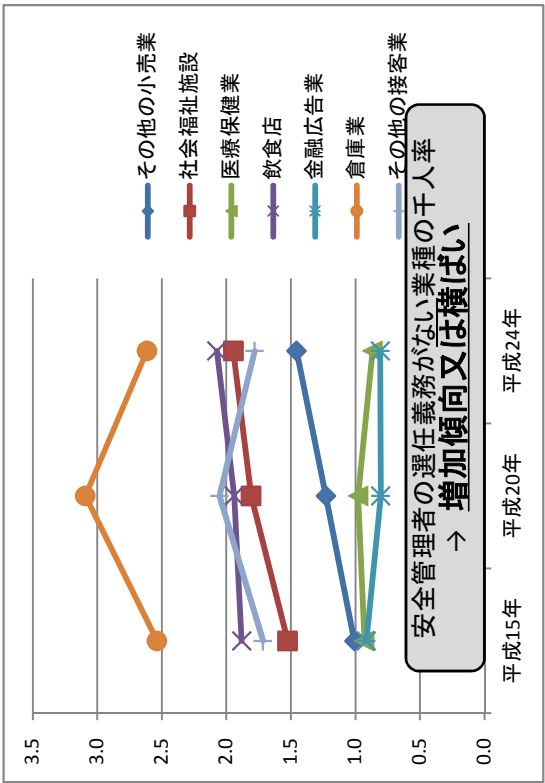
主要な業種における雇用者数と労働災害による死傷者数の推移

1号業種		平成15年		平成20年		平成24年	
		人数		人数		人数	
		千人率		千人率		千人率	
建設業	雇用者数(万人)	493		437		411	
	死傷者数(人)	24,543		19,280		17,073	
	雇用者数(万人)	296		289		286	
	死傷者数(人)	19,146		18,982		17,315	
運送業 (運輸交通業＋貨物取扱業)	雇用者数(万人)	296		289		286	
	死傷者数(人)	19,146		18,982		17,315	
	雇用者数(万人)	296		289		286	
	死傷者数(人)	19,146		18,982		17,315	



2号業種	製造業(物の製造)	雇用者数(万人)	1,091	1,077	980	2.8
		死傷者数(人)	36,790	33,347	27,292	3.1
		雇用者数(万人)	52	51	47	5.7
		死傷者数(人)	3,837	2,912	2,373	5.0
3号業種	各種商品小売業	雇用者数(万人)	58	55	52	2.8
		死傷者数(人)	1,658	1,704	1,444	3.1
		雇用者数(万人)	28	25	25	2.5
		死傷者数(人)	806	626	593	2.4

3号業種	その他の小売業 (2号業種の小売業を除く。)(※)	雇用者数(万人)	486	510	503	1.5
		死傷者数(人)	4,900	6,272	7,327	1.2
		雇用者数(万人)	188	267	333	1.9
		死傷者数(人)	2,869	4,829	6,480	1.8
4号業種	社会福祉施設	雇用者数(万人)	272	288	332	0.9
		死傷者数(人)	2,530	2,818	2,880	1.0
		雇用者数(万人)	205	209	211	1.9
		死傷者数(人)	3,856	4,055	4,375	2.1
5号業種	医療保健業	雇用者数(万人)	175	179	175	0.8
		死傷者数(人)	1,602	1,438	1,414	0.8
		雇用者数(万人)	16	15	19	2.6
		死傷者数(人)	406	464	497	3.1
6号業種	飲食店	雇用者数(万人)	70	67	72	1.8
		死傷者数(人)	1,202	1,375	1,282	2.1
7号業種	金融広告業	雇用者数(万人)	16	15	19	2.6
		死傷者数(人)	406	464	497	3.1
8号業種	倉庫業	雇用者数(万人)	70	67	72	1.8
		死傷者数(人)	1,202	1,375	1,282	2.1
9号業種	その他の接客業 (公園・遊園地＋その他の接客)	雇用者数(万人)	16	15	19	2.6
		死傷者数(人)	406	464	497	3.1
10号業種	その他の接客業	雇用者数(万人)	70	67	72	1.8
		死傷者数(人)	1,202	1,375	1,282	2.1



- 雇用者数の資料出所は、労働力調査(総務省)「産業、経営組織別雇用者数」である。
- 死傷者数は、労働者死傷病報告である。
- 平成24年と20年以前では産業分類が変更になっているため、平成20年以前のデータを平成24年の産業分類に可能な範囲で整合させている。
- 3号業種の中の「その他の小売業」欄における雇用者数は、労働力調査の繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業の合計としている。

6 施設等管理者

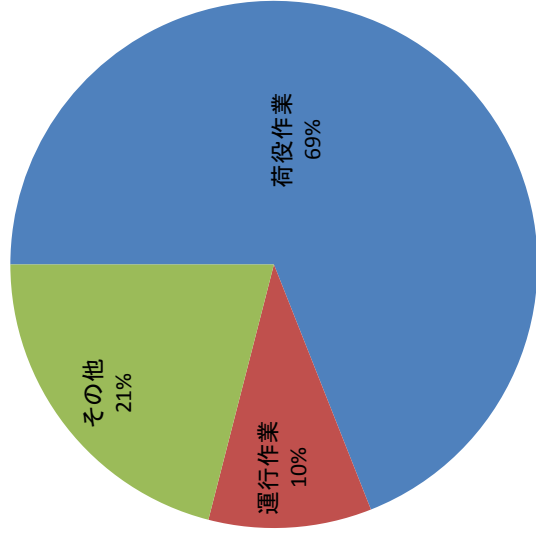
道路貨物運送事業の労働災害発生状況

道路貨物運送業では、休業4日以上の労働災害が12771件、うち130件の死亡災害が発生している(H24年)。

- ① 貨物自動車運転者の労働災害は、7割が荷役作業で発生。
- ② 労働災害発生場所は、荷主先等の倉庫などが7割。
- ③ 事故の型は、荷台や荷の上からの墜落・転落が最も多く、全体の3割。

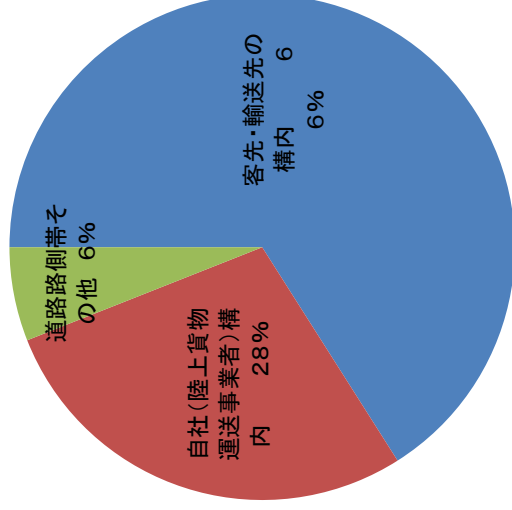
※ その他、挟まれ・巻き込まれ(フォークリフトに接触等)約12%、転倒14%、動作の反動(腰痛)14%。

【図1：作業種類別労働災害発生状況】

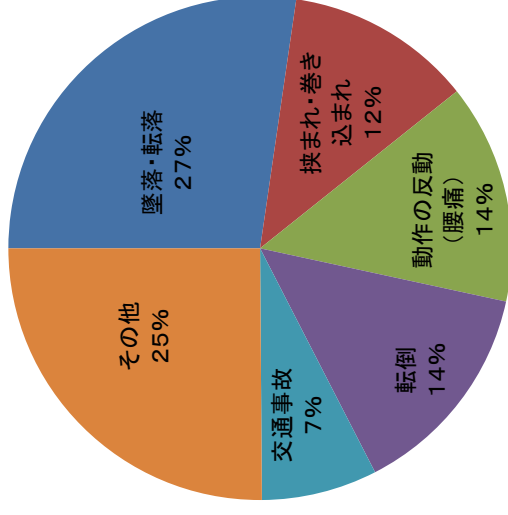


【図2：労働災害発生場所の内訳】

※ 図1の荷役作業部分の内訳

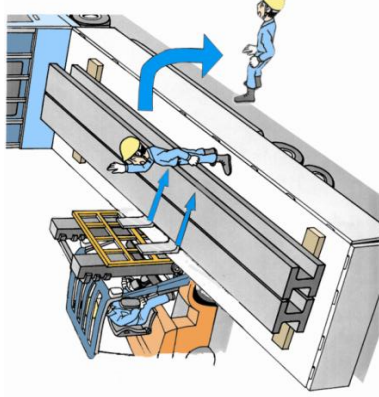
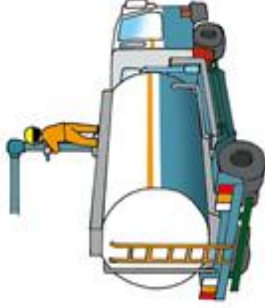
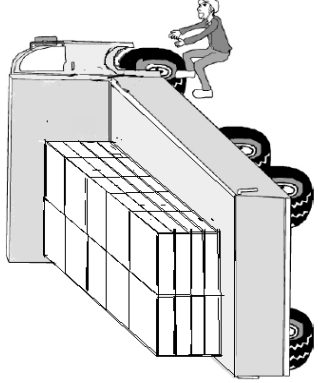


【図3：事故の型別労働災害発生状況】



出所：H23労働者死傷病報告のうち1000件の分析結果

道路貨物運送業の荷主先での労働災害事例

事例	概要	発生状況図	荷主による対策の例
①	荷主先で、作業員A(フォークリフト運転者:荷主先所属)とトラック運転者Bの2名が、フォークリフト(最大荷重2トン)を使ってH型鋼(長さ8m、重量1トン)の積み込み作業を行っていた。 トラック運転者Bは荷台上で荷下ろし位置の合図をしていたが、作業員AがフォークリフトでH型鋼を荷台奥まで押したところ、これに気がつかなくなったトラック運転者BがH型鋼に押されて荷台上から墜落した。		 (作業床の設置例)
②	荷主先であるターミナル敷地内において、高さ約3メートルのタンクローリー上で灯油18キロリットルの積み込み作業中に、タンクローリーから後ろ向きで1回転するように地面に墜落した。		 (安全帯取付け設備の例)
③	荷主先の鮮魚市場で荷(鮮魚)の積み込み作業を行った後、トラックの荷台から降りようとしたところ、トラックの荷台で足を滑らせ、コンクリートの地面に墜落した。		 (荷台への昇降設備の例)

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

第1 目的

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)の事業者(以下「陸運事業者」という。)の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等(以下「荷主等」という。)がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

2 関係者の責務

陸運事業者は、本ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとする。

荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。

荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとする。

第2 陸運事業者の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、荷役作業における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な対策に取り組ませること。また、それらを労働者に周知すること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷役作業における労働災害を防止するための措置を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項を実施すること。

ア 事業場全体の安全意識を高めるため、事業を統括管理する者は、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。

イ 安全衛生方針に基づき、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、陸運事業者の労働者及び荷主等に周知すること。

ウ 荷役作業について、危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)を実施し、その結果に基づいて労働者の危険等を防止するため必要な措置を講ずること。

エ 安全衛生目標を達成するための具体的な方策として、一定の期間を区切り、次の事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画の実施、評価及び改善を適切に行うこと。

- ① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項
- ② 安全衛生教育の実施に関する事項
- ③ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項
- ④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「安全衛生委員会等」という。)において、荷役作業における労働災害防止について調査審議すること。

イ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、下記4(3)に例示する事項等について協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要がある事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。

イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。

ウ 荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具(保護帽、安全靴等)を着用させること。

エ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。

第3 荷主等の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

陸運事業者と連携して、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等の中から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止のために必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷主等による安全衛生方針の表明や目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について盛り込むこと。

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について調査審議すること。

イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、下記5(4)に例示する事項等について協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「貨物自動車運転者」という。)の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定(弾力的な設定)とすること。

ウ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状況に保持すること。

オ 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
 - ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
 - ③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。
 - ④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。
 - ⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。
 - ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
 - ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
 - ⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Ｆマーク）を使用すること。
 - ⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
 - ⑩ 最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
 - ⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点が確保しておくこと）を実行すること。
- イ 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。
- ウ 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。
- エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

- ア フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。
- イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。
- ウ 作業計画を作成すること。
- エ 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。
- オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。
- ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
 - ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
 - ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
 - ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしないこと。
 - ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
 - ⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
 - ⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
 - ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
 - ⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
 - ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
 - ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。
- カ 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。
- キ 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。
- ク フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

エ 陸運事業者からの不安全な作業指示等に対する改善要望があった場合は、適切に対応すること。また、陸運事業者の労働者が不安全な方法で荷役作業を行っていることを確認した場合には、速やかに改善を求めること。

オ 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が、荷主等の事業場において混在して作業を行う場合には、作業間の連絡調整を行うこと。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。

イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

- ア 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。
- イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。
- ウ 陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。
- エ 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。
- オ 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。
- カ 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。
- キ 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

【クレーン等による労働災害の防止対策】

- ア クレーン、移動式クレーン(以下「クレーン等」という。)の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。
- イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。
- ウ クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。
- エ 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。
- オ 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。

【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

- ア コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
- ① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。(コンベヤーをまたがないこと。)
- ② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
- ③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。
- イ 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。
- ウ ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。
- エ コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

- ア ロールボックスパレット、台車等(以下「ロールボックスパレット等」という。)を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
- ① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。
- ② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。
- ③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。
- ④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
- ⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。
- ⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2m程前から減速すること。
- ⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。
- ⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。
- イ ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。
- ウ ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

- ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。
- ② 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。
- イ 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。
- ウ 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。
- エ 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。
- オ 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

- ア 職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)で示された各対策を講じること。

【クレーン等による労働災害の防止対策】

- ア 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。
- イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。
- ウ 荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。
- エ 荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。
- オ 荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

- ア 荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。
- イ 荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。
- ウ 荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

- ア 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。
- イ 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

- ア 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。
- イ 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。
- ウ 台車等を用意すること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

- ア 荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

イ 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。

② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。

③ 重量物(ロールボックス/パレット等)を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。

④ 重量の重い荷は、2人以上で扱うこと。

⑤ できるだけ台車等を使用すること。

ウ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

エ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

(6)その他の労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。

② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。

③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。

④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。

⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

イ 崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい特徴がある。

また、荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴もある。

このような特徴を踏まえると、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは、荷役作業における労働災害を防止する上で極めて重要である。

したがって、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業の安全衛生教育を確実に実施するとともに、その内容を一人ひとりの労働者が遵守できるよう日頃から安全衛生意識の醸成に努めること。

(1)荷役作業従事者に対する安全衛生教育

陸運事業者は、荷役作業を行うことになる労働者に対し、雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う際に、上記2において陸運事業者の労働者に遵守させる必要があるとした事項を含め、次に掲げる事項について安全衛生教育を実施すること。

なお、既に荷役作業に従事している陸運業の労働者であって、これらの教育を受けていない労働者についても同様であること。

ア 荷役運搬作業における積卸し作業(ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。)の知識

イ 荷の種類等

ウ 荷役運搬機械等の種類

エ 使用器具及び工具

オ 作業箇所の安全確認

カ 服装及び保護具

キ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の事業場の構内における荷役作業がある場合には、当該構内において留意すべき事項

(2)労働安全衛生法に基づく資格等の取得

以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。

ア フォークリフト

(ア)最大荷重1トン以上のフォークリフト(技能講習)

(イ)最大荷重1トン未満のフォークリフト(特別教育)

(ウ)フォークリフト運転業務従事者教育(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針(以下「安全衛生教育指針公示」という。))に基づく教育)

イ フォークローダー

(ア)最大荷重1トン以上のフォークローダー(技能講習)

(イ)最大荷重1トン未満のフォークローダー(特別教育)

イ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

ウ 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させること。

エ 台車等を用意すること。

(6)その他の労働災害の防止対策

荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

(1)運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)により、拘束時間、運転時間の上限等が定められている。

したがって、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

(2)荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

ウ クレーン等

- (ア) 吊り上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転(免許)
- (イ) 吊り上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転(特別教育)
- (ウ) 吊り上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転(免許)
- (エ) 吊り上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(技能講習)
- (オ) 吊り上げ荷重0.5トン以上1トン未満の移動式クレーンの運転(特別教育)
- (カ) 吊り上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務(技能講習)
- (キ) クレーン運転士安全衛生教育(安全衛生教育指針公示に基づく教育)
- (ク) 移動式クレーン運転士安全衛生教育(安全衛生教育指針公示に基づく教育)

(3) 作業指揮者等に対する教育

以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進すること。

- ア 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- イ 積卸し作業指揮者教育
- ウ 危険予知訓練
- エ リスクアセスメント教育
- オ 腰痛予防管理者教育

(4) 日常的教育

陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、上記2において労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を求めること。

また、こうした教育においては、災害事例(厚生労働省ホームページ:職場の安全サイト等)を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うこと。

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

(2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整

上記2(1)アのとおり、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認すること。

確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を安全作業連絡書(参考例を参照)等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認すること。

(3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先における休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務(荷役作業を含む。)を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うこと。

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

(3) 荷役作業実施における荷主等と陸運事業者との連絡調整

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書(参考例を参照)の内容を通知すること。

(4) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務(荷役作業を含む。)を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うことが適当である。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主と配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地			着 地		
積 込 作 業 月 日	月 日 ()		取 卸 作 業 月 日	月 日 ()	
積 込 開 始 時 刻	時 分		取 卸 開 始 時 刻	時 分	
積 込 終 了 時 刻	時 分		取 卸 終 了 時 刻	時 分	
積 込 場 所	1. 屋内 2. 屋外		取 卸 場 所	1. 屋内 2. 屋外	
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミナル 3. その他 ()			1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミナル 3. その他 ()	
積 荷	品 名				
	危険・有害性 有・無 ()				
	数 量				
	総 重 量 kg (kg/個)				
	積 付 1. バラ 2. ハ゜レタイスゝ 3. その他 ()				
積 込 作 業	作 業 の 分 担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸 作 業	作 業 の 分 担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作 業 者 数	名		作 業 者 数	名
	使 用 荷 役 機	有・無 1. フォークリフト 2. そ の 他 ()		使 用 荷 役 機	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免 許 資 格 等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免 許 資 格 等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。					

7 規制・届出の合理化

規制・届出等の見直しの方向性(概略)

【考え方】新たな課題等に対応した規制の充実等を検討する一方、事業場での自主的な取組や技術水準の向上等により、規制の目的が実質的に達成できるようなものについては、実態に合わせた合理化等を検討することが考えられないか。

	危険・健康障害防止基準等	手続き規定
機械	・設備上の安全基準(覆いや囲い、安全装置等) ・作業時の安全基準(合図、作業帽の着用、立入禁止等) 機械等の回収・改善命令の 範囲、公表の検討	・計画届 ・特定機械等の検査等 合理化を検討 外部委託化の促進
化学物質	・譲渡提供時の表示、SDSの交付 ・作業管理(保護具の使用等) ・作業環境管理(局排等の工学的対策) ・健康管理(健康診断)等 多様化する取扱物質に対応した 連続的な規制の充実を検討	・計画届等 合理化を検討

安衛法第88条に基づく計画届(概要)～その1

届出の対象	必要な書類等	届出先、期限	法令
【工場の新設等】 以下の業種かつ規模の事業場に係る 建築物・機械等の設置、移転、主要構造部 分の変更 ◆ 製造業(一部除外)、電気業、ガス業、 自動車整備業、機械修理業 ◆ 電気使用設備の定格容量の合計が 300kW以上 ※マネジメントシステムの実施等の一定の 要件に適合していると監督署長の認定を受 けた事業者は、届出を免除	■ 事業場の周囲の状況及び四隣との関係(図面) ■ 敷地内の建築物及び主要な機械等の配置図 ■ 原材料・製品の取り扱い、製造等の作業方法を概要 ■ 建築物の平面図・断面図、機械の配置図 ■ 労働災害防止の方法・設備の概要	監督署長宛 工事開始日 の30日前	安衛法第88 条第1項 法88-1のた だし書き
【危険・有害な機械等の設置等】 以下のいずれかの機械等の設置、移転、主 要構造部分の変更 ◆ 動力プレス、足場、局所排気装置等の 25種類の機械 等	■ 構造図、配置図等	監督署長宛 工事開始日 の30日前	安衛法第88 条第2項

安衛法第88条に基づく計画届(概要)～その2

届出の対象	必要な書類等	届出先、期限	法令
【大規模な建設工事】 以下のいずれかの建設等の仕事 ◆ 高さが300m以上の塔 ◆ 堤高が150m以上のダム ◆ 最大支間500m以上(吊り橋1000m)の橋梁 ◆ 長さが3000m以上のずい道等 ◆ 深さが50m以上の立坑の掘削 ◆ 0.3メガパスカル以上の圧気工法	■ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係(図面) ■ 建設物等の概要(図面) ■ 工事用の機械、設備、建設物等の配置図 ■ 工法の概要 ■ 労働災害防止の方法・設備の概要 ■ 工程表 等	厚労大臣宛 仕事開始日の30日前	安衛法第88条第3項
【一定規模以上の建設工事等】 以下のいずれかの建設等の仕事 ◆ 高さ31mを超える建築物・工作物 ◆ 最大支間50m以上の橋梁 ◆ ずい道等 ◆ 10m以上の地山の掘削 ◆ 圧気工法 ◆ 石綿等の除去 ◆ ダイオキシン類を有する廃棄物の焼却施設に設置された焼却炉等の解体	同上	監督署長宛 工事開始日の14日前	安衛法第88条第4項

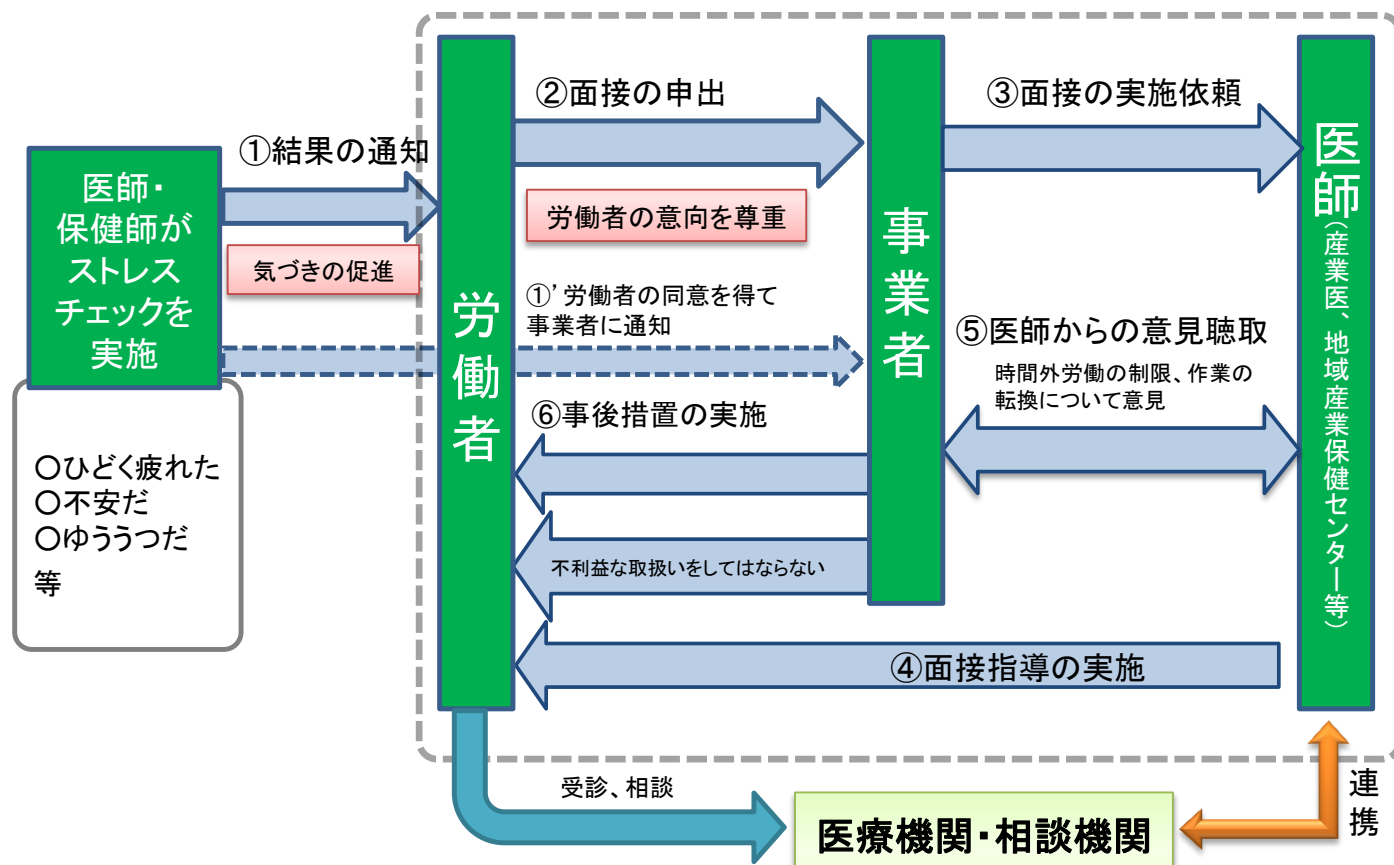
8 メンタルヘルス対策

労働安全衛生法改正案(H24.11廃案)の概要 (メンタルヘルス対策部分抜粋)

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

精神的健康の状況を把握するための検査(ストレスチェック)と面接指導



メンタルヘルス対策を促進させるための 新たな仕組み

労働者自身のストレスの状況についての気づきを促し、ストレスの状況を早期に把握して必要な措置を講じることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するとともに、職場の改善につなげることで、職場のストレス要因を低減させることを目的として、各事業場で現在行われている取組も十分勘案した上で、新たな仕組みを設ける。

（新たな仕組みの運用にあたっての対応）

○ 労働者のストレスの状況を把握するための検査の項目については、各事業場ですでに行われている取組も十分勘案しつつ、専門家の意見を聴き、中小規模事業場での実施可能性にも十分配慮した上で、国が標準的な項目を示す。

○ 労働者のストレスの状況を把握するための検査は、産業医の選任義務がある事業場においては、適切な措置につながるよう、労働者の業務内容や勤務状況を把握している産業医が関与することが望ましい。産業医の選任義務がない中小規模事業場においても取組が効率的・効果的に実施されるよう、国は必要な支援を行う。

○ 事業者が把握した労働者のストレスの状況を踏まえて必要な対応を行う場合に、労働者に対して不利益な取扱いとならないよう、専門家、労働者代表、使用者代表の意見を聴いて、国が不利益な取扱いと判断される行為の具体的範囲を示す。

メンタルヘルス対策を促進するための取組

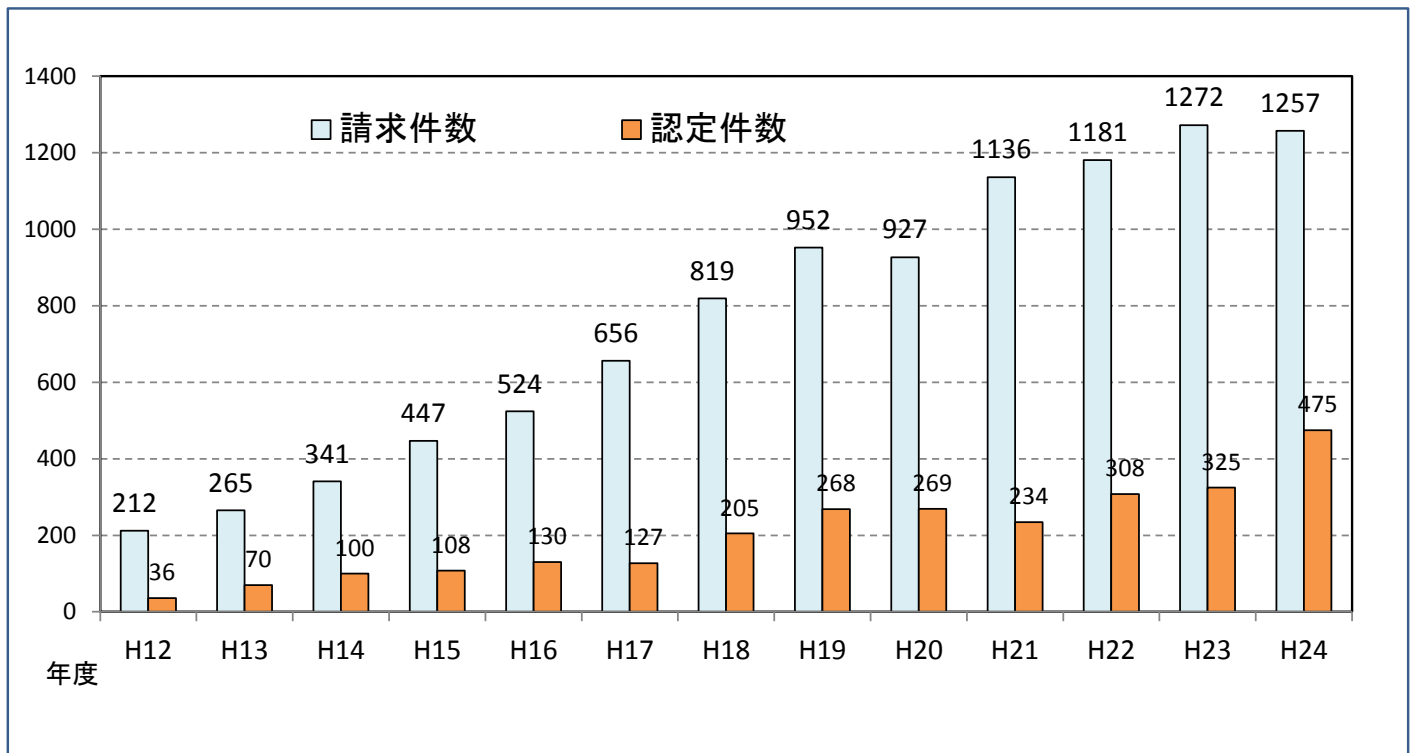
1 法案提出後のメンタルヘルスを取り巻く状況

○ 自殺者数の推移

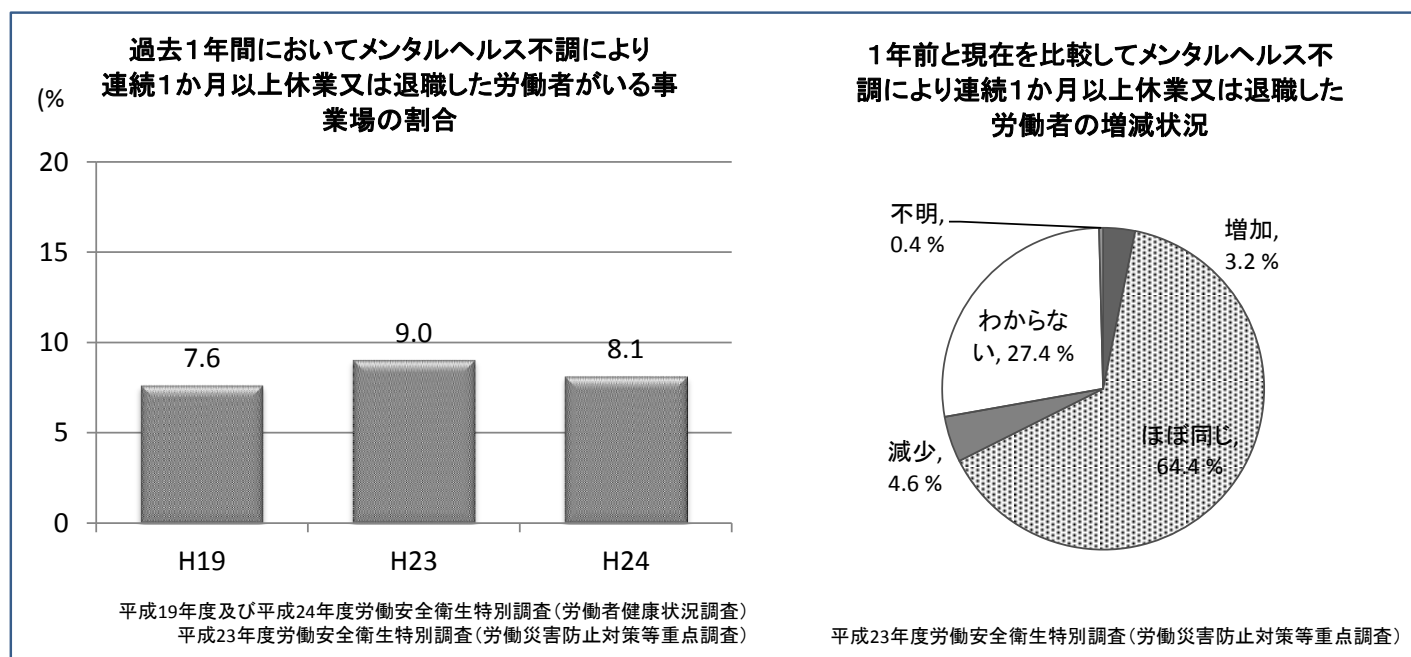
(単位:人)

	自殺者数	原因・動機 特定者	自殺の原因・動機						
			家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成24年	27,858	20,615	4,089	13,629	5,219	2,472	1,035	417	1,535
平成23年	30,651	22,581	4,547	14,621	6,406	2,689	1,138	429	1,621
平成22年	31,690	23,572	4,497	15,802	7,432	2,590	1,103	371	1,533
平成21年	32,845	24,434	4,117	15,867	8,377	2,528	1,121	364	1,613
平成20年	32,249	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538

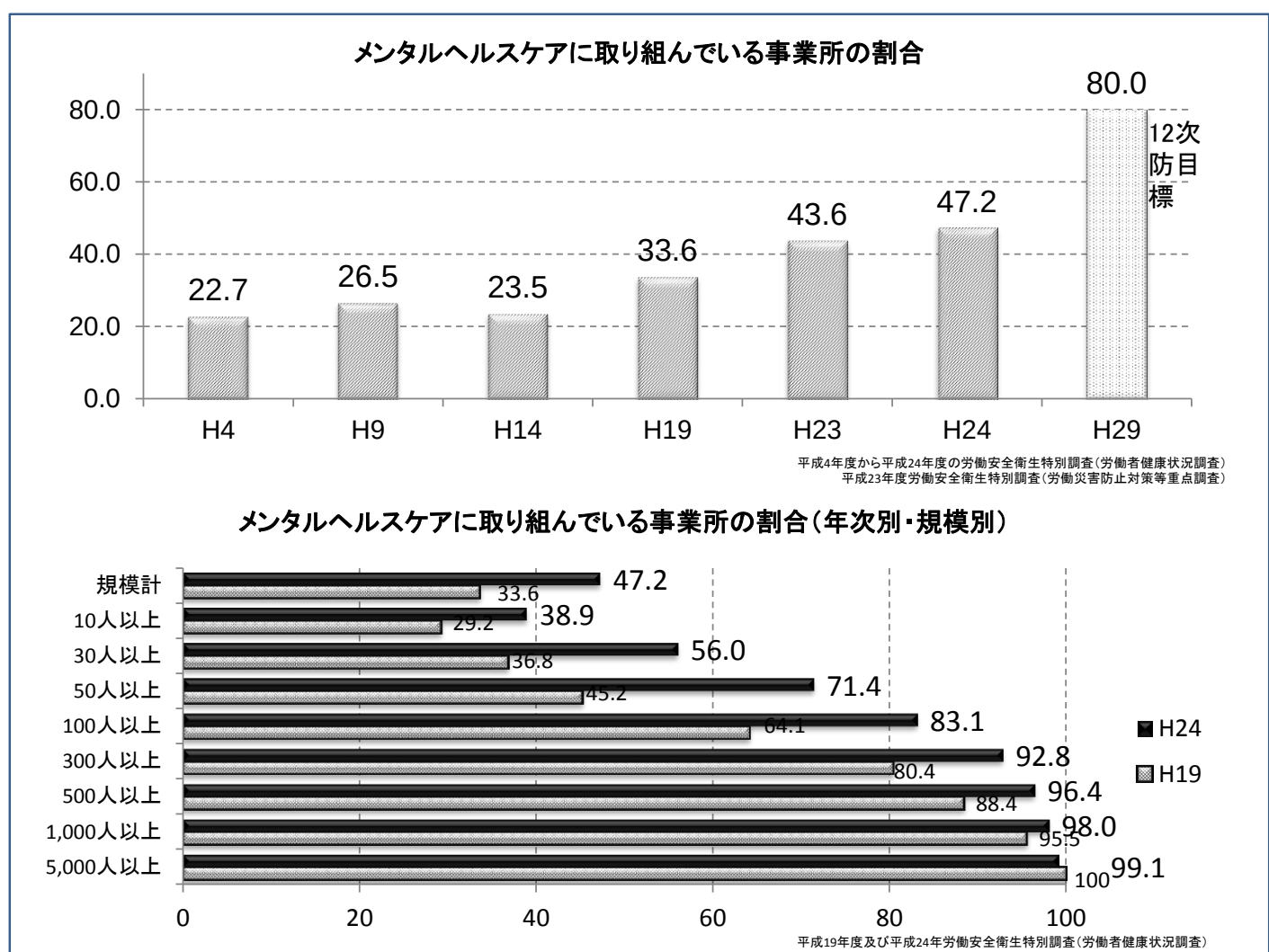
○ 精神障害の労災補償状況

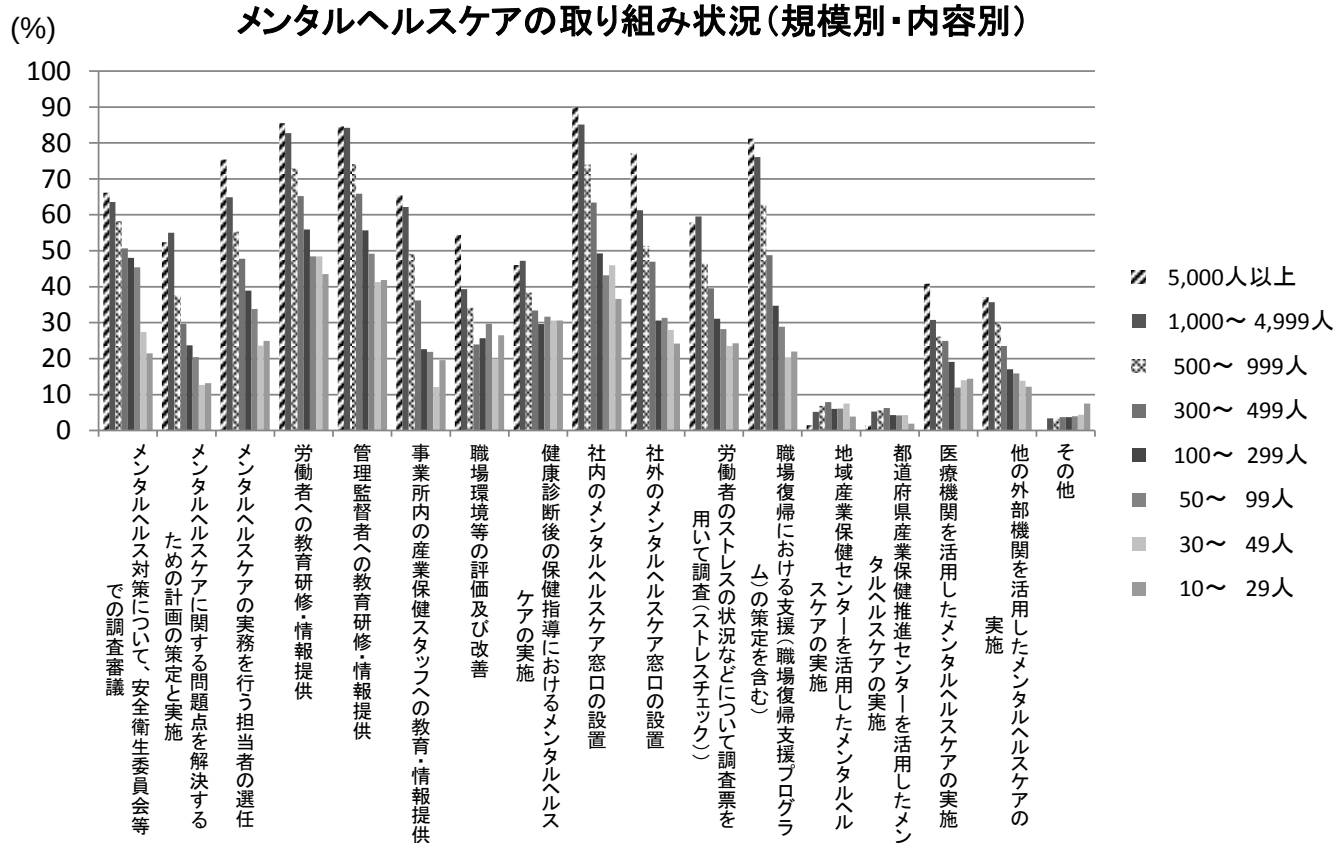


○ メンタルヘルス不調による休業・退職の状況

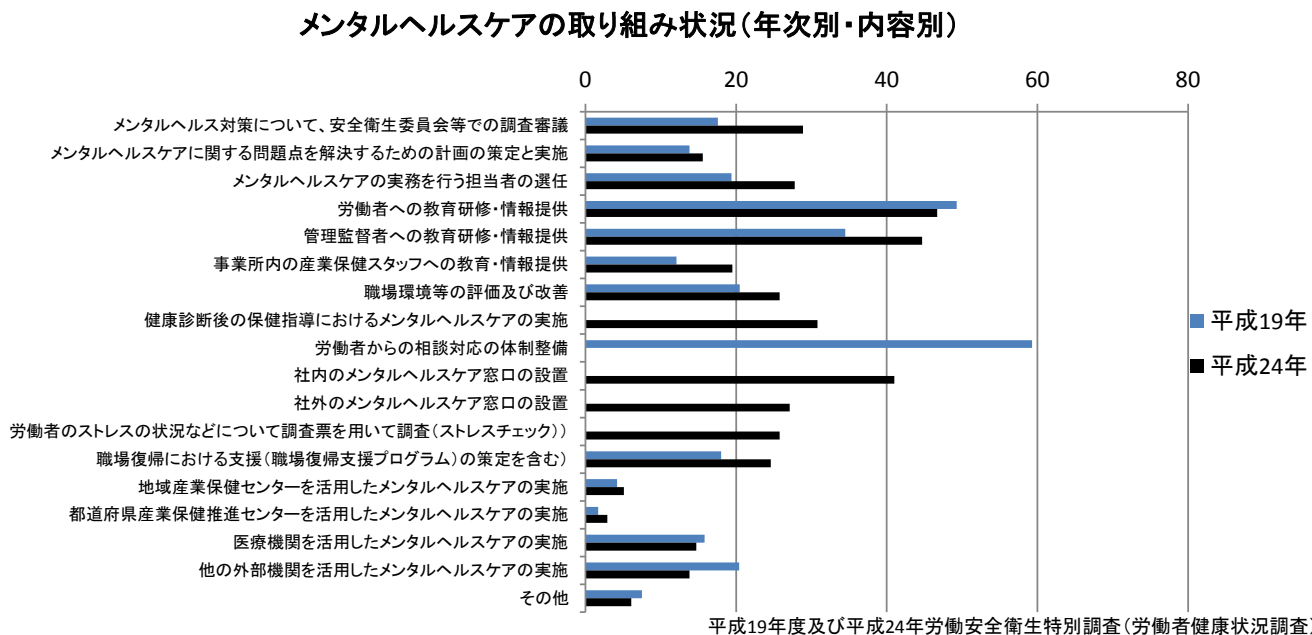


○ メンタルヘルス対策の取り組み状況





※メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所を100%とした場合の取組内容別割合(複数回答)
平成24年労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査)



9 受動喫煙防止対策

労働安全衛生法改正案(H24.11廃案)の概要 (受動喫煙防止対策部分抜粋)

全事業者(右欄の事業者を除く)

- 屋内作業場を全面禁煙又は空間分煙にする措置を講じなければならない。

作業場(全面禁煙)

屋内

禁煙

又は

作業場(空間分煙)

屋内

禁煙

喫煙室

喫煙室の要件(案)(省令事項)

- ① 非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しない
- ② 喫煙室内に室外から一定の空気の流れ(0.2m/s以上)がある

[参考] 分煙効果判定基準報告書(平成14年6月)

飲食業、宿泊業、娯楽業の事業者(※)

- 飲食物その他の役務の提供を行う屋内作業場については、労働者の受動喫煙の程度を低減させるために、次のいづれかの措置(措置内容は省令事項)を講じなければならない。

たばこ煙の浮遊粉じん濃度基準(案)[†]

- 喫煙エリアにおけるたばこ煙の浮遊粉じん濃度が、平均で0.15(mg/m³)以下であること
 - ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)、事務所衛生基準規則における室内の浮遊粉じん濃度の基準も0.15(mg/m³)以下。

又は

喫煙エリアの換気量基準(案)[†]

- 喫煙エリアにn席の客席がある場合1時間あたりの必要換気量が70.3 × n(m³/時間)であること
 - ・ 11席の客席であれば、家庭用の換気扇の換気量800(m³/時間)で可

[†] 職場における受動喫煙防止対策基準検討委員会報告書(平成22年9月)

(※)飲食業、宿泊業、娯楽業は、飲食物その他の役務の提供を行う屋内作業場のみ右欄の措置で、その他の屋内作業場は左欄の措置

■ 職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の支援事業

(1) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施。
- 依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。
- 平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。
- 費用は無料（電話相談、実地指導どちらも）
(平成25年度事業受託業者：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会)

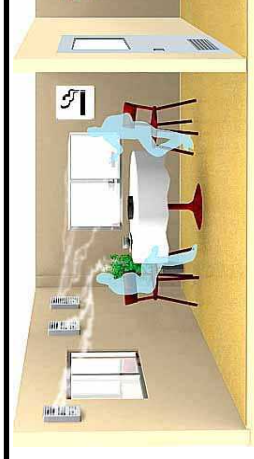
(2) たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

- 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の貸し出しを実施。
- 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方方を電話・実地で説明。
- 貸出費用は無料（往復の送料のみ自己負担）
(平成25年度事業受託業者：株式会社アマラン)



(3) 受動喫煙防止対策助成金（平成25年度から対象事業主、助成率を拡充）

- 対象事業主 : すべての業種の中小企業事業主
- 助成対象 : 喫煙室の設置のための費用（今年度から限定）
- 助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/2（上限200万円）
- 問い合わせ先 : 各都道府県労働局健康主務課

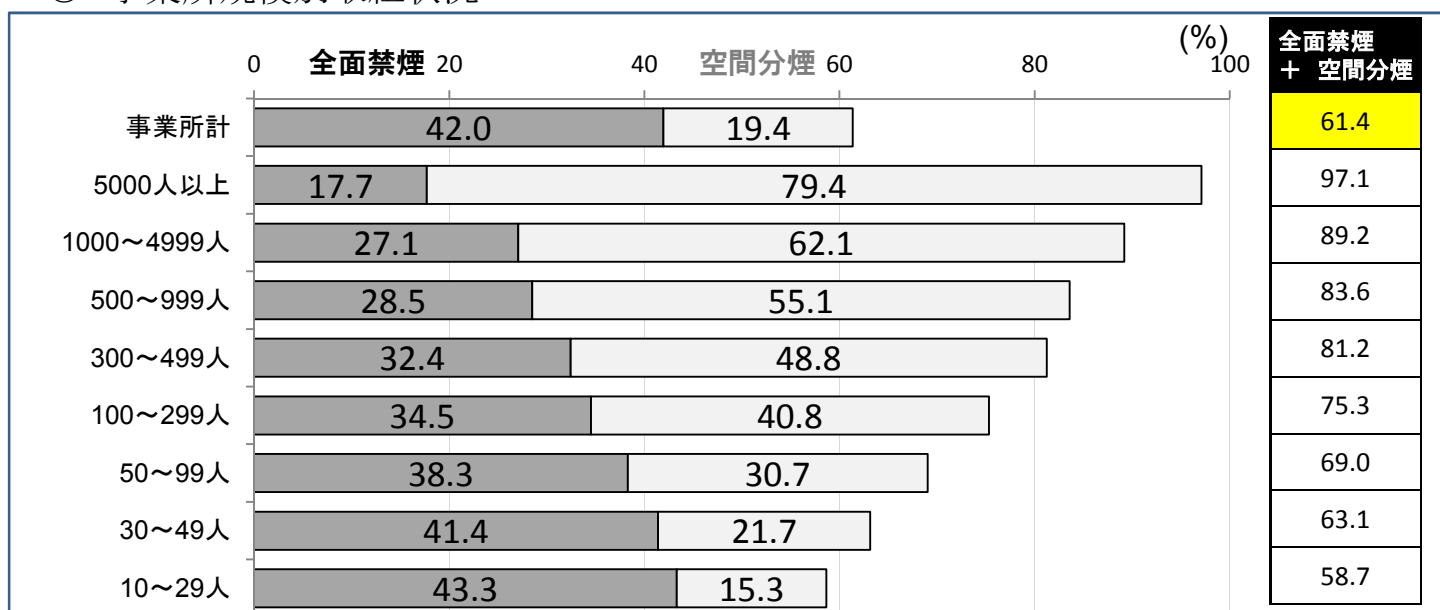


受動喫煙防止対策を促進するための取組

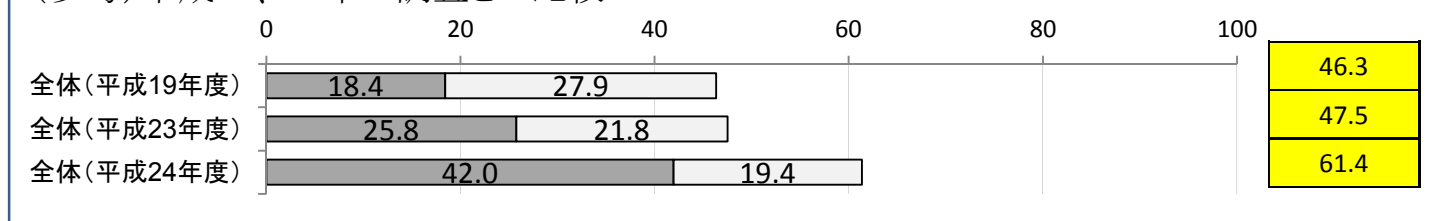
1 職場における受動喫煙防止対策の取組状況(規模別・業種別)及び事業者・労働者の意識について

<事業所調査>

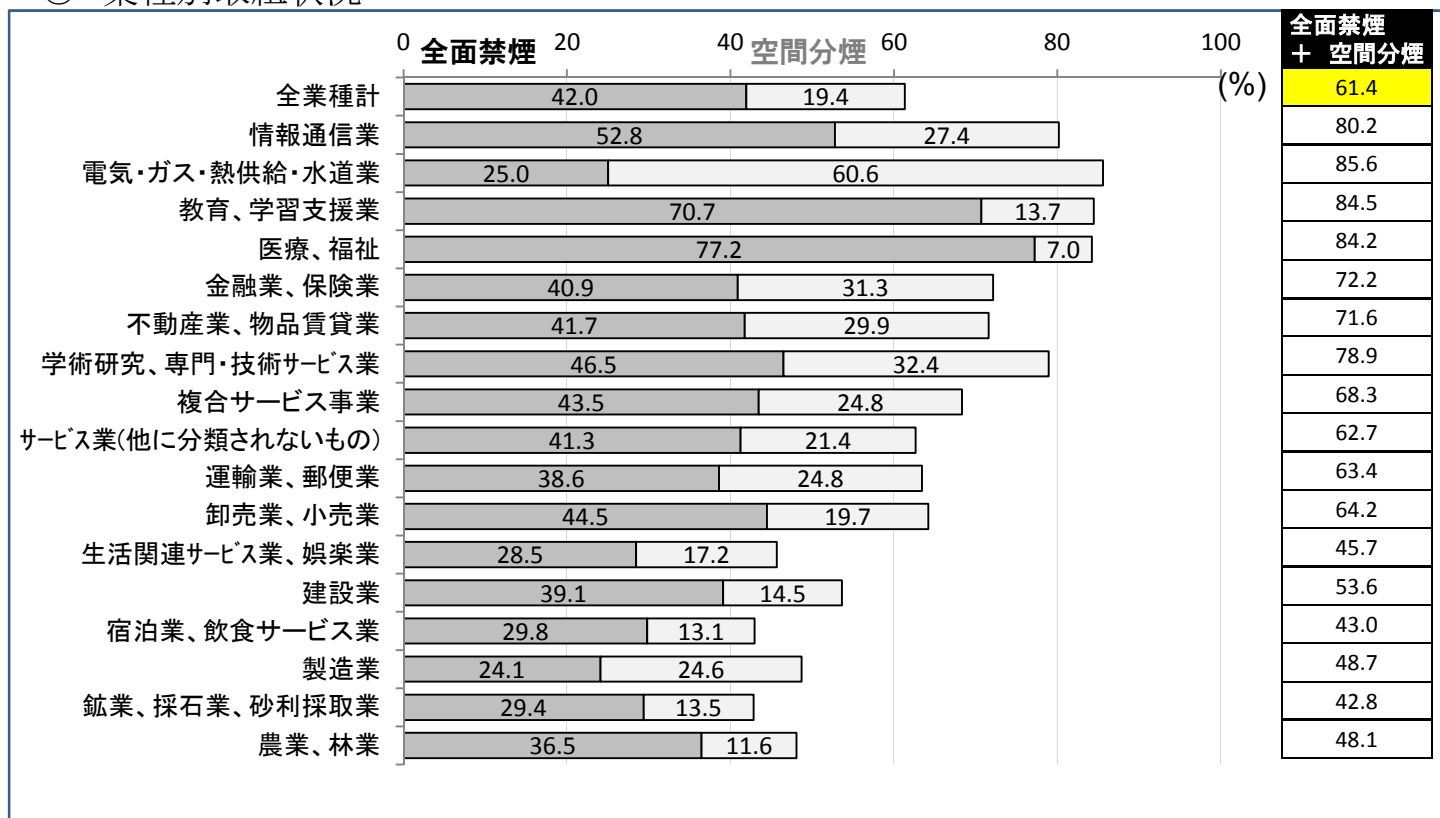
○ 事業所規模別取組状況



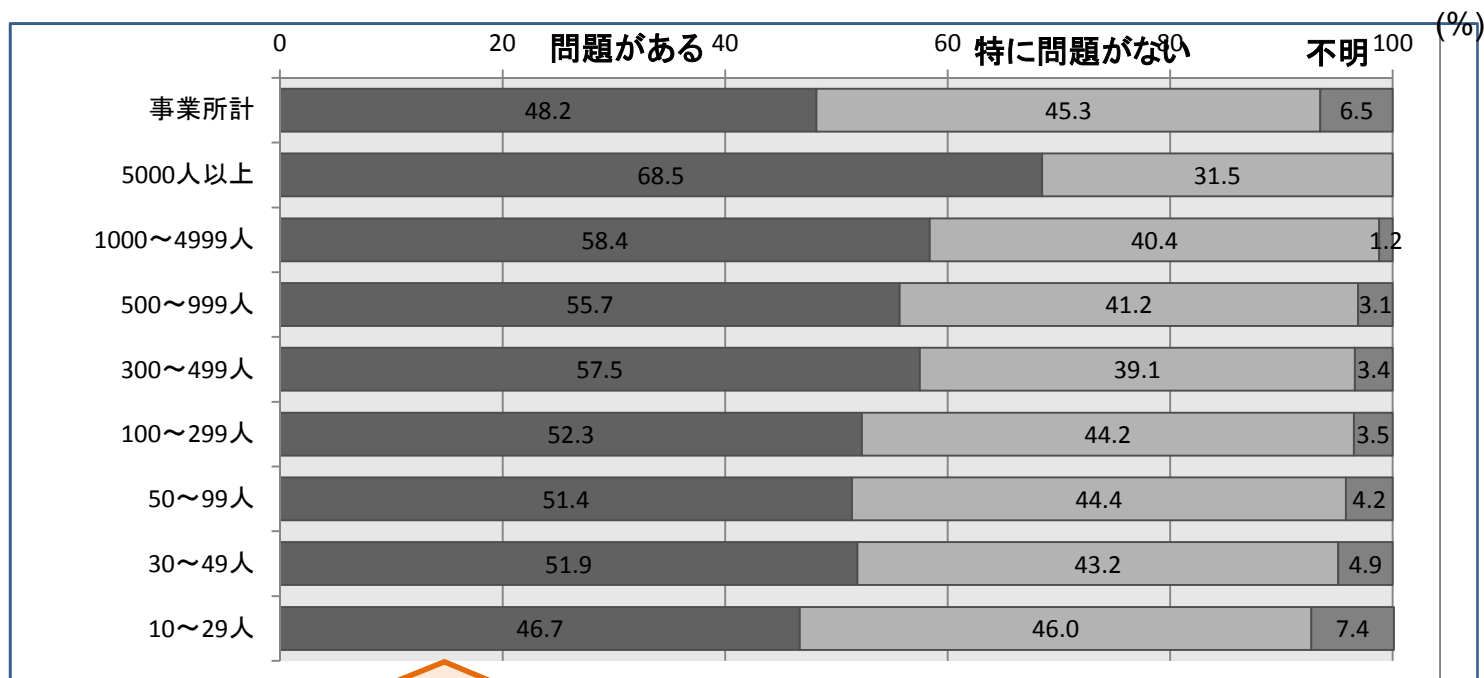
(参考) 平成19、23年の調査との比較



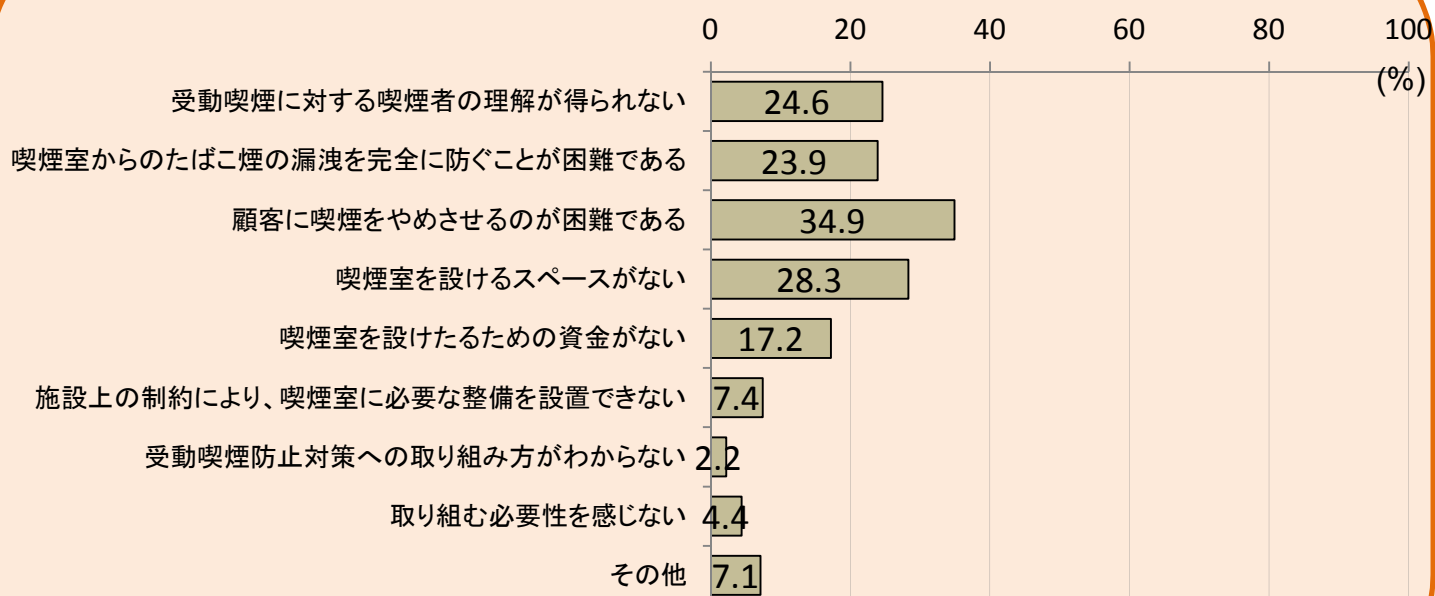
○ 業種別取組状況



○ 職場の受動喫煙防止対策の問題の有無



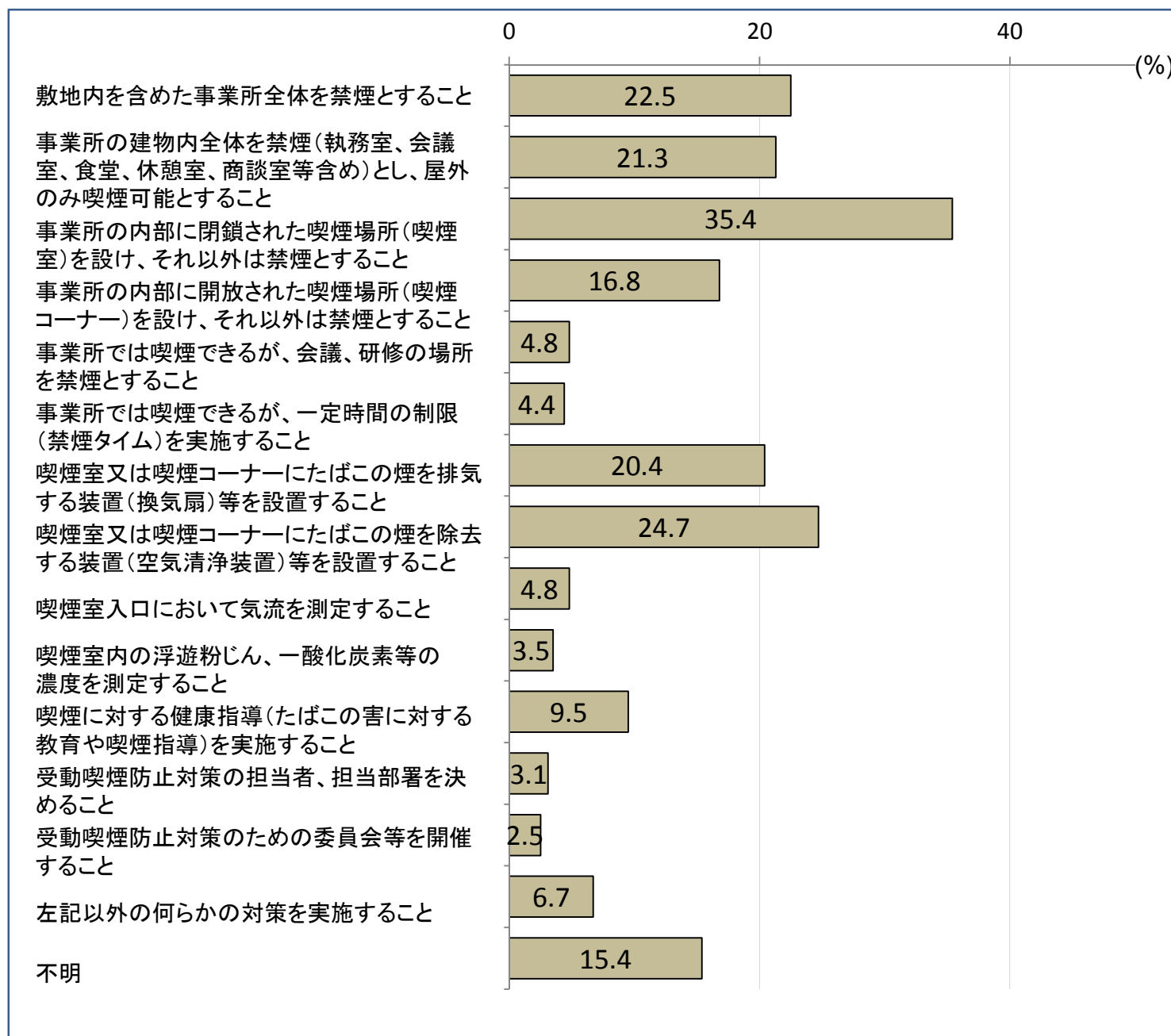
問題の内容



※: 2つ以内回答、問題があると回答した事業所を100とした場合の%

＜労働者調査＞

○ 職場における受動喫煙防止対策として望むこと(複数回答)



【出典】 平成24年労働者健康状況調査

・ 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部 (統計法に基づく一般統計調査)

・ 調査の範囲

〔事業所〕 約13,000事業所 (常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出)

〔労働者〕 約17,500人 (上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化抽出法により抽出)